

春日部市開発事業の手續及び
基準に関する条例
〈技術基準〉

R 3 . 4 . 1

目 次

1. 開発敷地の後退の例	2
2. 道路配置計画の具体例	4
3. 道路の標準構成	7
4. 自動車出入口の設置	14
5. 河川・水路の標準構成	24
6. 雨水流出抑制施設の基準	27
7. 公園等の基準	40
8. ごみ集積所の基準	47
9. 街路灯の基準	50
10. 消防水利施設等の基準	53
11. 自動車駐車場及び自転車駐車場の基準	63
12. 集会室の基準	67

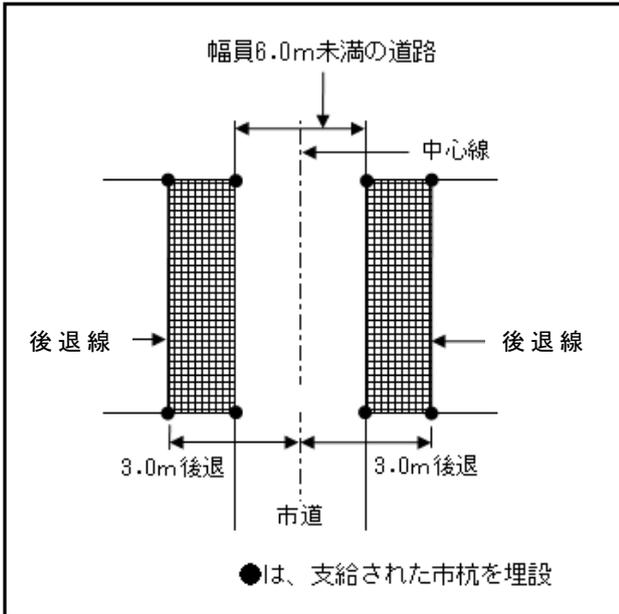
1. 開発敷地の後退の例

条例第42条・規則第45条関係

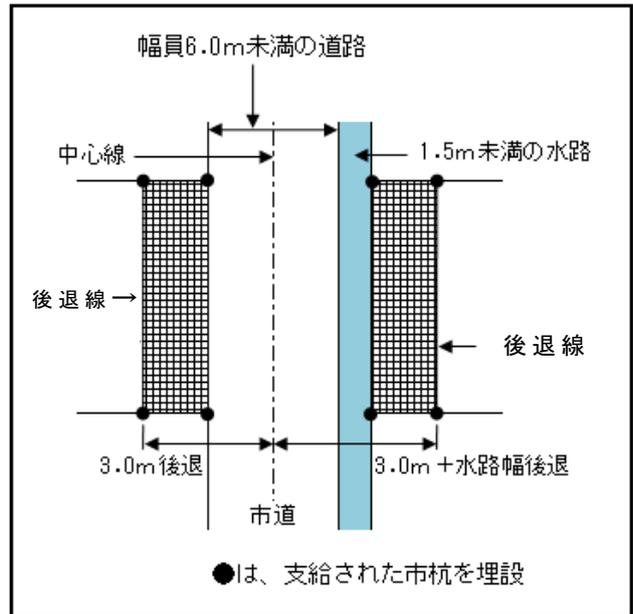
1. 生活道路の後退基準

○幅員6m

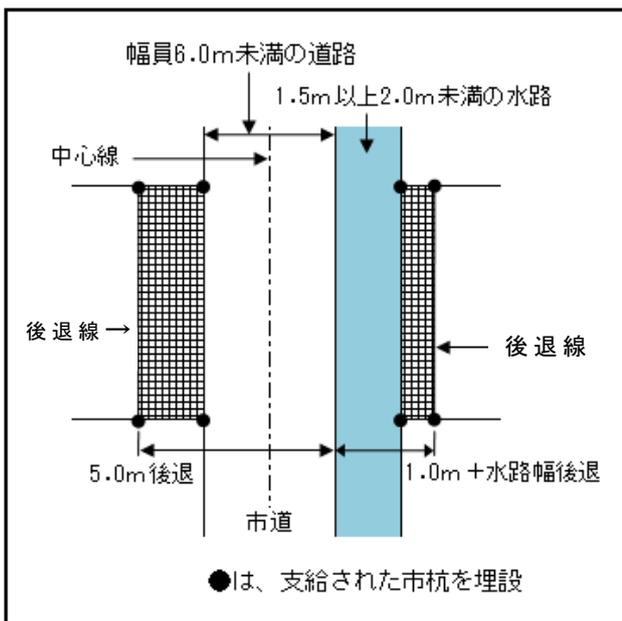
○通常の後退基準



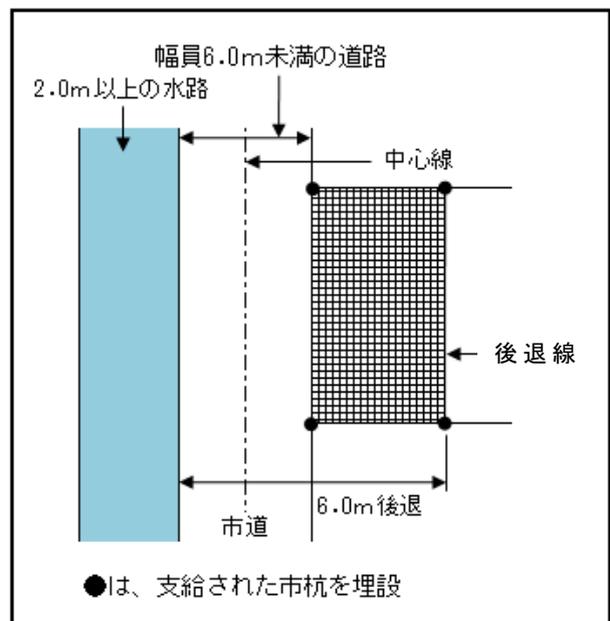
○水路付きの後退基準（1.5m未満）



○水路付きの後退基準（1.5m以上2.0m未満）

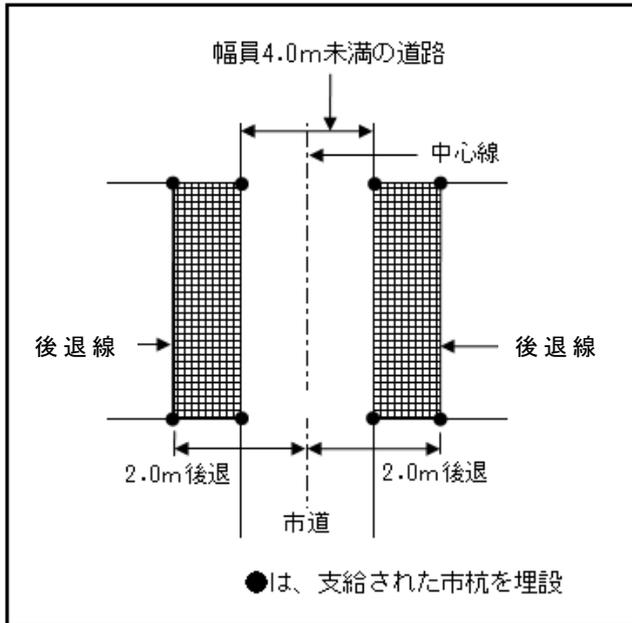


○水路付きの後退基準（2.0m以上）

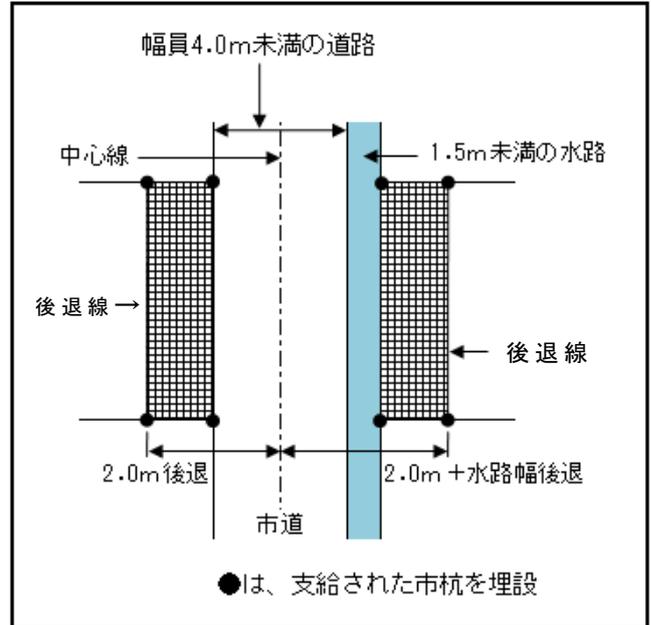


○幅員 4 m

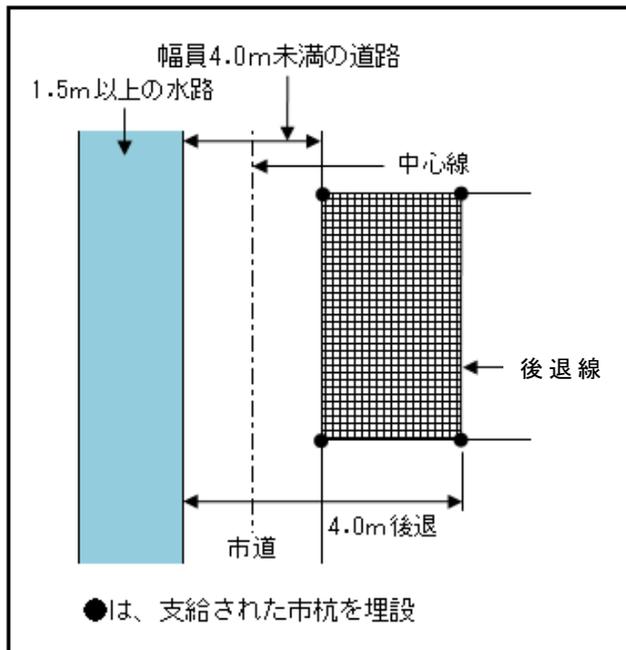
○通常の後退基準



○水路付きの後退基準 (1.5m未満)



○水路付きの後退基準 (1.5m以上)

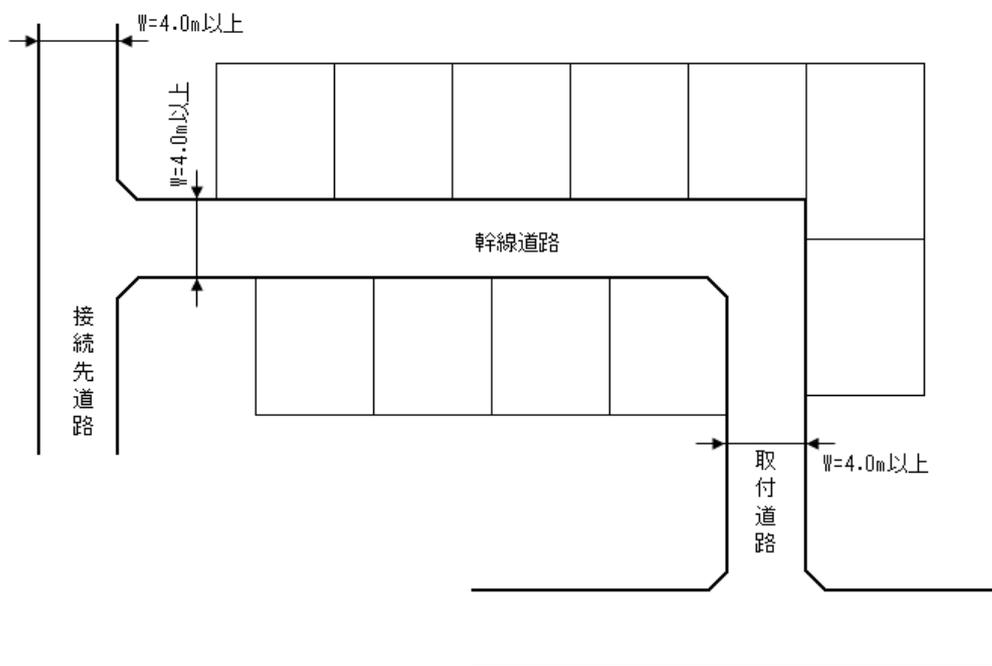


2. 道路配置計画の具体例

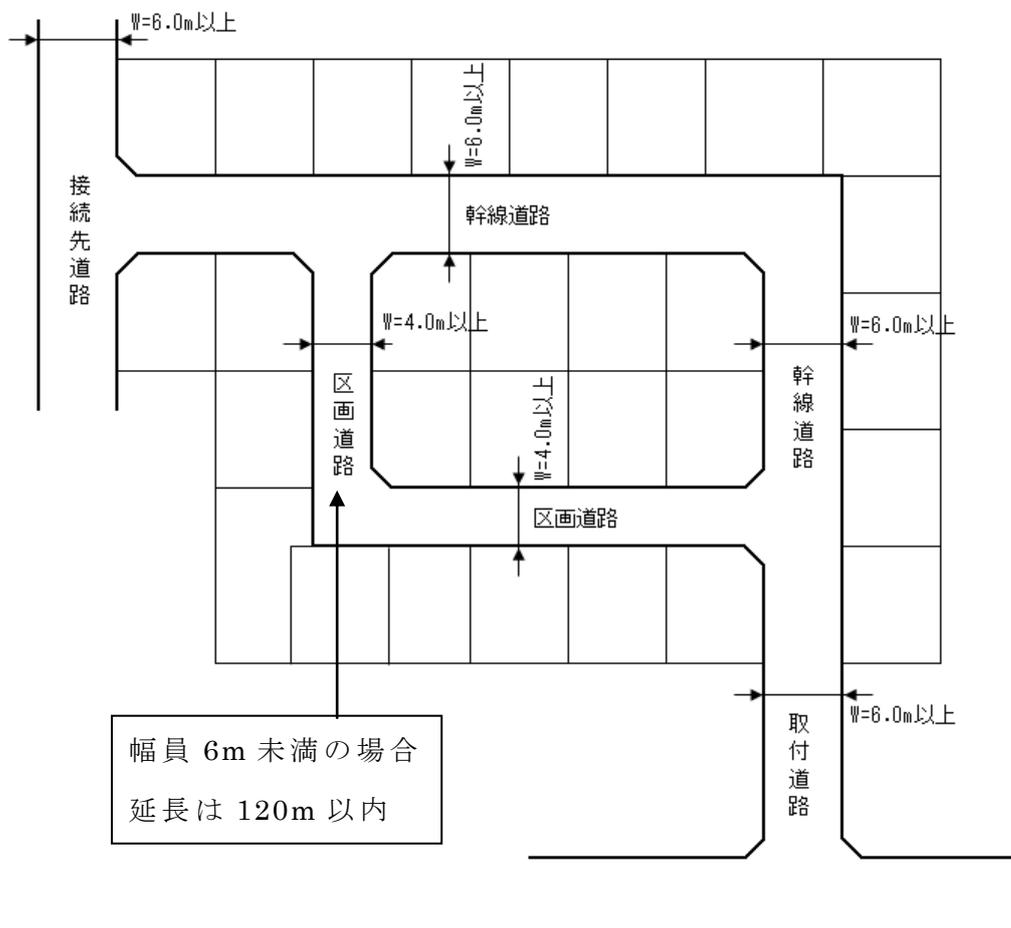
条例第44、45、46条関係

1. 住宅団地の場合の区域外及び区域内道路の幅員を例示したものである。

(1) 0.3ha未満の住宅団地の場合

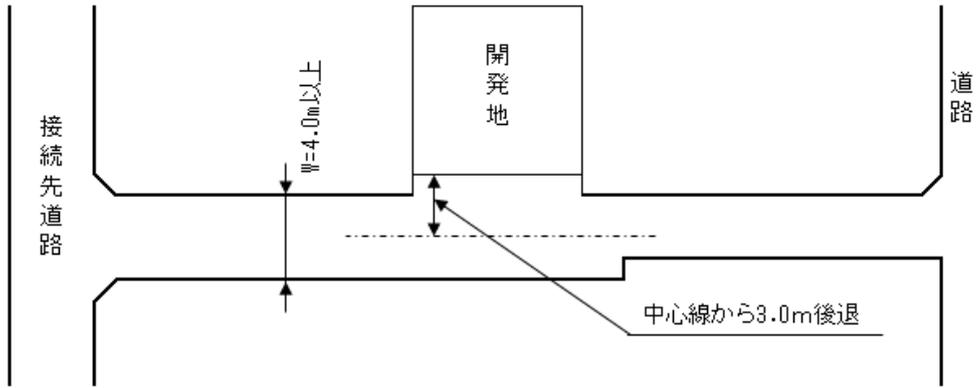


(2) 0.3ha以上～20.0ha未満の住宅団地の場合

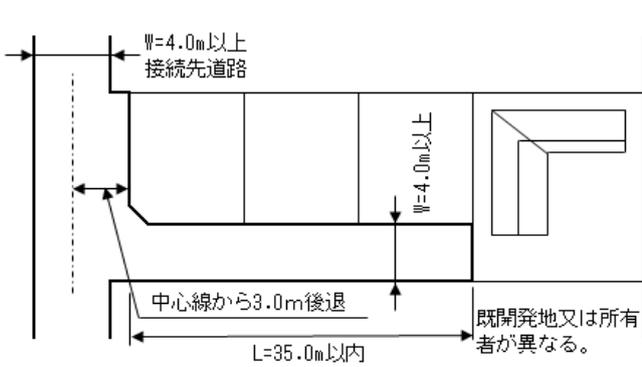


(3) 0.1ha 未満開発例

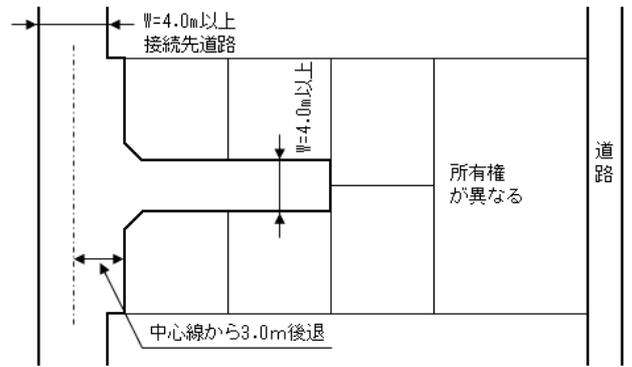
例 1



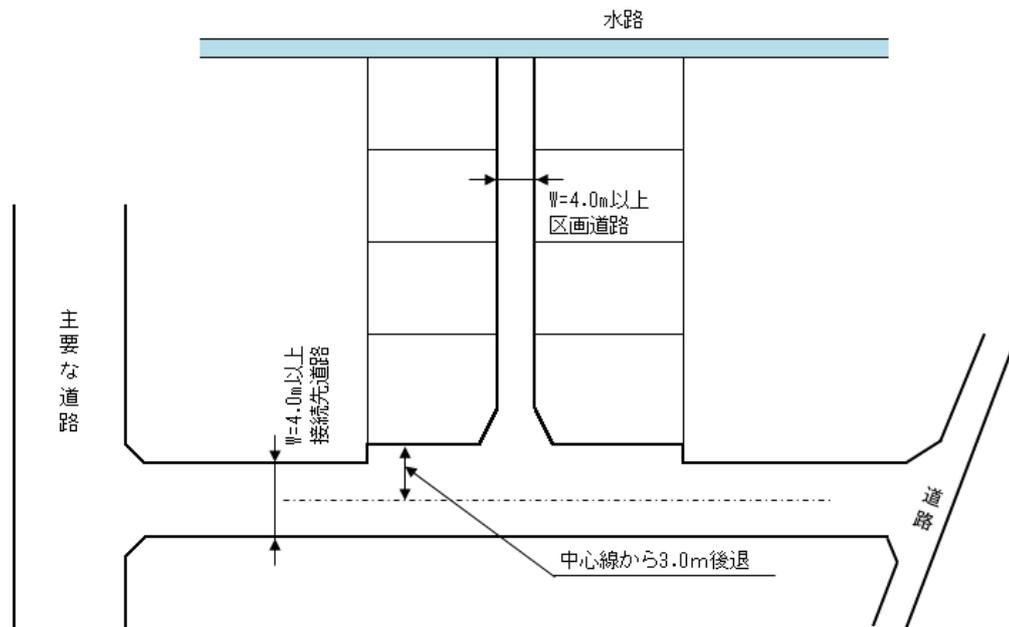
例 2



例 3



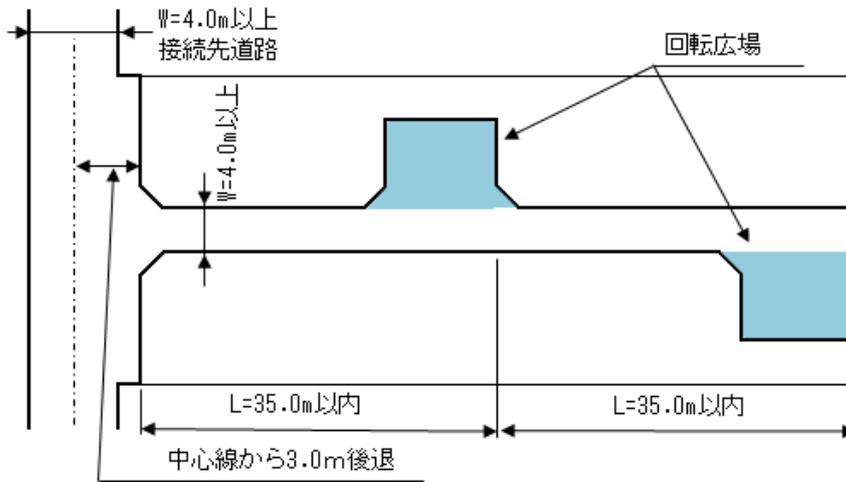
例 4



※袋路状道路は、完成後には開発許可を受けた者の管理となります。

回転広場を設ける場合

例 5



(1) 回転広場の大きさ

ア 2台停車

開口6.0m以上として面積4.0㎡以下とする。

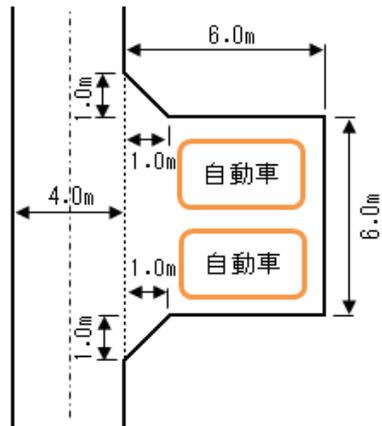
イ 1台停車

開口4.0m以上として面積3.0㎡以下とする。

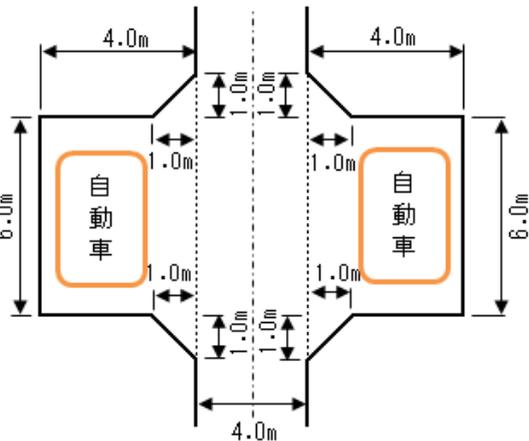
ウ すみ切を設けた場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さを1.0mとする。

(2) 取付例

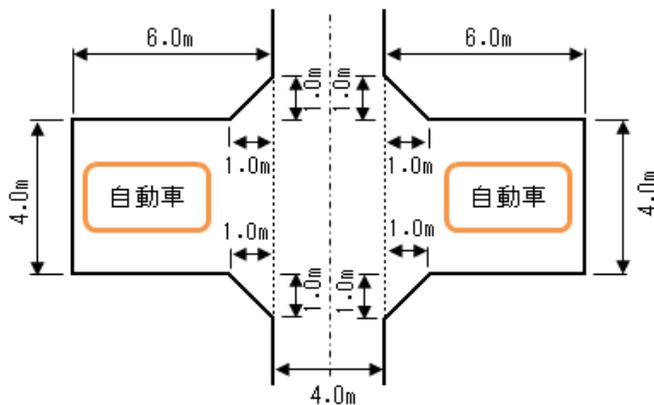
例 2台停車



例 1台停車 (縦置)



例 1台停車 (横置)



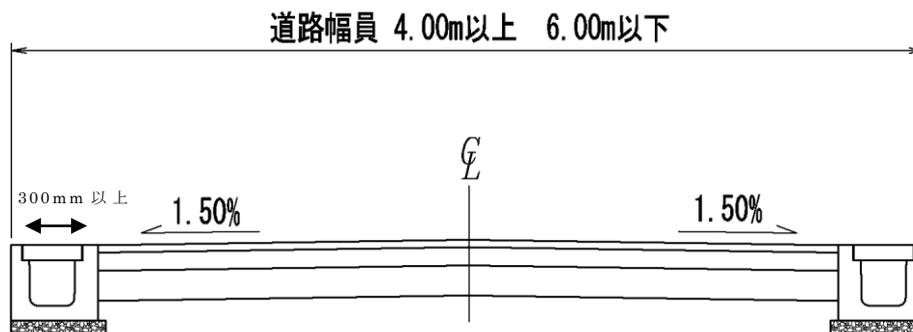
3. 道路の標準構成

条例第 44.45 条・規則 49.50 条関係

1. 道路の標準断面[市道または私道（帰属なし）]

(1) 開発地内の道路及び取付道路

① 車道部のみの場合



上記幅員によらない場合は、道路管理課と協議するものとする。

② 歩道を設置する場合

道路管理課及び道路建設課と協議するものとする。

(2) 接続先道路

① 接続部の既設側溝について

暗渠化を標準とする。

② 歩道を設置する場合

ア 前項の規定と同様とする。

イ 既存道路部の歩道構成ならびに組成については、道路管理課と協議するものとする。

③ 水路を横断する場合

ア 水路横断部については、ボックスカルバート工とするものとする。

イ 水路断面ならびに構造については、河川課と協議するものとする。

2. 排水施設〔市道または私道（帰属なし）〕

(1) 排水施設の構成

排水施設は長尺U型側溝を道路両側に設置し、流末施設に接続させるものとする。

① 側溝工

ア 標準断面

側溝断面	蓋の厚さ
300mm×300mm 以上	100mm

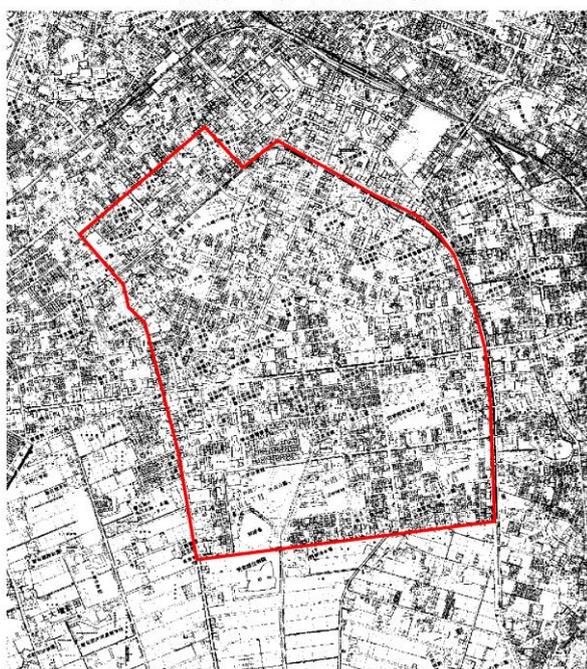
※幅及び深さは、現況及び排水系統、計画高を踏まえ決定するものとする。

※私道の側溝断面については 240mm×240mm 以上とする。

イ 長尺側溝（H＞300）の使用区域

中央二丁目	大沼一丁目	谷原一丁目
中央三丁目	大沼二丁目	谷原二丁目
中央四丁目	大沼三丁目	谷原三丁目
中央五丁目	大沼四丁目	
中央六丁目	大沼五丁目	
中央七丁目	大沼六丁目	
中央八丁目	大沼七丁目	

旧西部第二・第六区画整理区域内

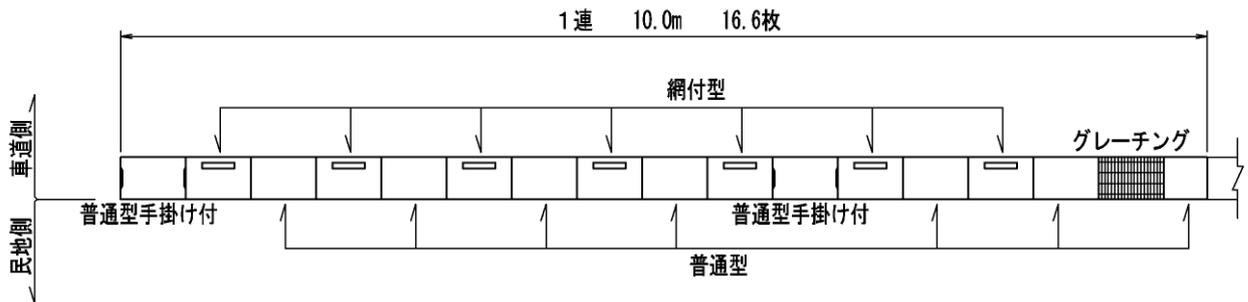


② 側溝蓋

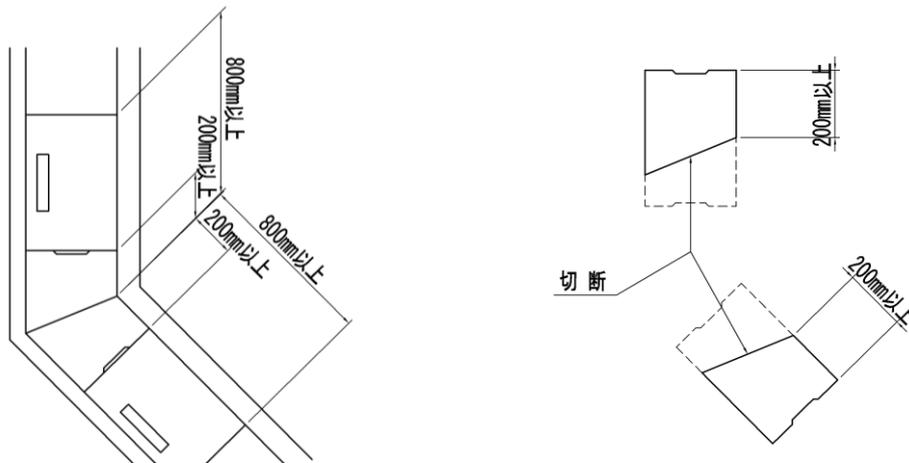
ア 側溝蓋は下図配列（埼玉県型甲B型配列）とし、県甲蓋（車道用）を用いることを標準とする。

イ グレーチング（細目）は、10メートル毎に設置するものとする。

ウ スリット型の蓋等、上記によらない場合は、道路管理課と協議するものとする。

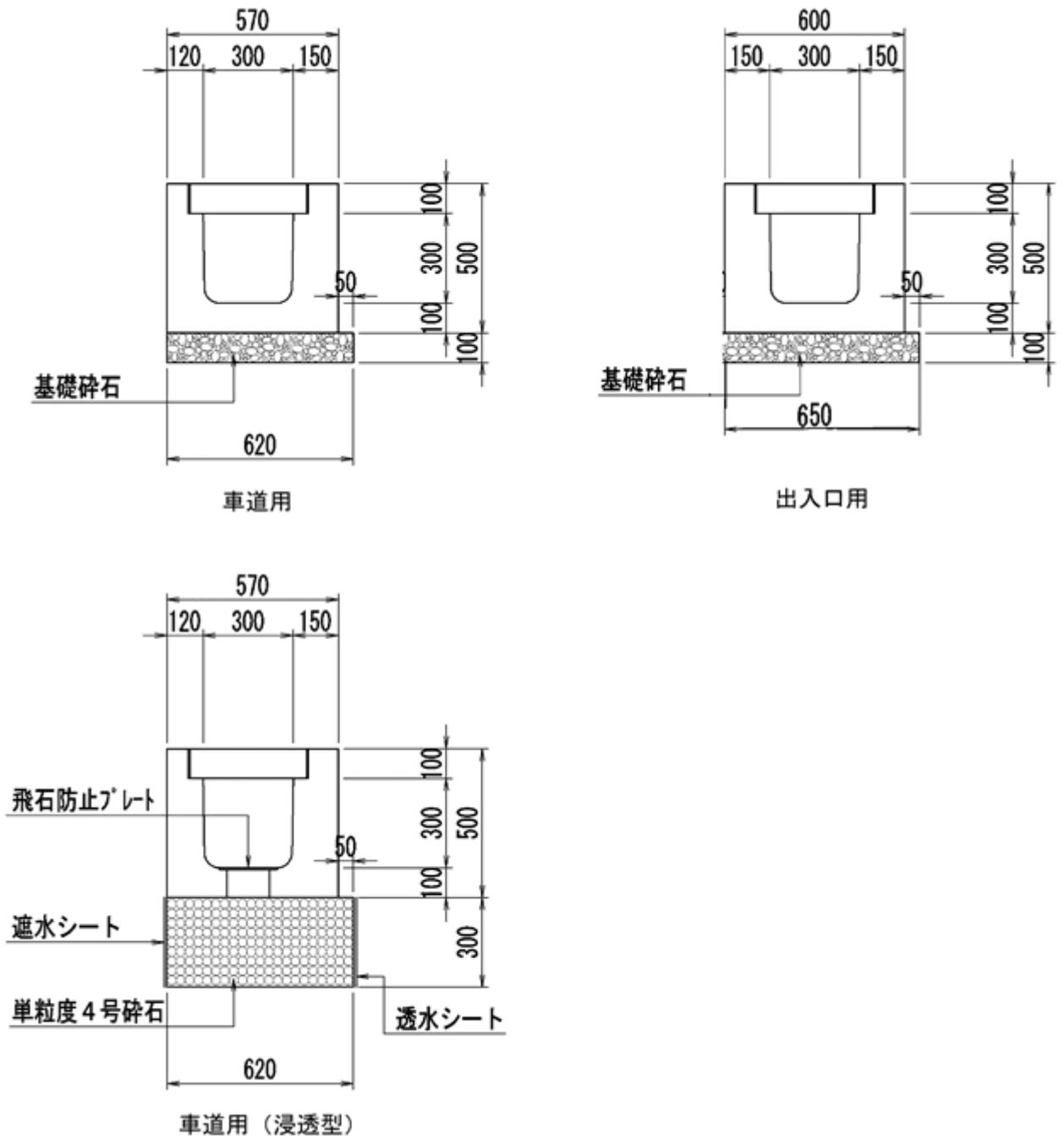


エ すみ切部の配置は下図のとおりとする。現場打ちコンクリートは不可とする。



③ 流末施設がない場合の排水施設
道路管理者と協議するものとする。

④ 構造図 (参考図)



(2) 集水枡工

① 設置箇所

ア 側溝の交差部には集水枡を設置するものとする。

イ 側溝と暗渠または水路等が接続する箇所には集水枡を設置するものとする。

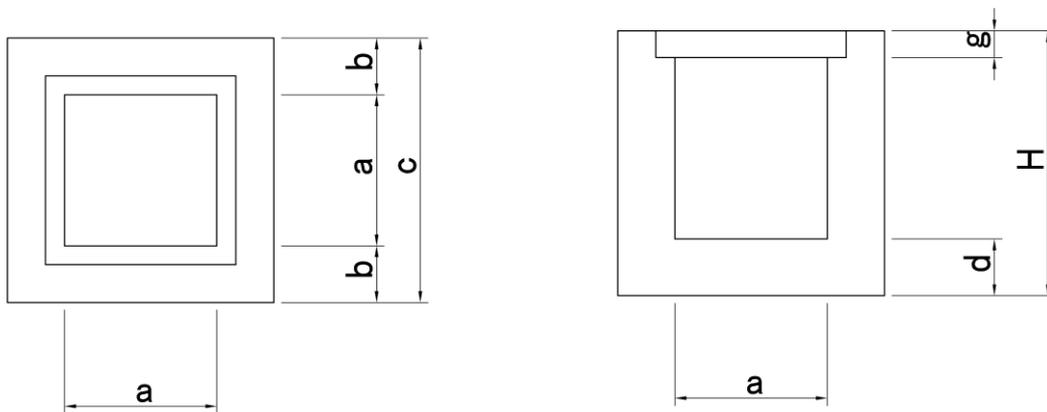
② 構造等

ア 集水枡は2次製品の使用を原則とする。集水枡の構造は下表ならびに下図のとおりとする。

(単位: mm)

呼び名	a	b	c	H	g
400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による
500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による
600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による

※呼び寸法は接続する断面と口数及びH(深さ)を考慮して設計すること。



イ 集水枡は四方枠付きとする。

ウ 集水枡蓋は、グレーチング蓋(T-25, 細目)を使用するものとし、受枠付、滑り止め付かつ盗難防止として鎖付き等の対策を講じるものとする。

エ 泥溜め深さは200mm以上を確保するものとする。

オ 底版のコンクリート厚さdは150mmとする。

③ 基礎

ア 基礎材料及び基礎厚さ

碎石基礎(再生切込碎石 [RC-40, $t = 100$ mm])とし、コンクリート受台を設置または基礎コンクリート($t = 100$ mm, $\sigma_{ck} = 18$ N/mm²)を打設するものとする。

(3) 暗渠工

① 設置箇所

道路交差部または道路横断部については、暗渠工とするものとする。
ただし、これによらない場合は道路管理課と協議するものとする。

② 構造等

ア 暗渠はT-25に対応したものを使用するものとする。

③ 基礎

ア 基礎材料及び基礎厚さ

碎石基礎（再生切込碎石 [RC-40, t=100mm]）とし、コンクリート受台を設置または基礎コンクリート（t=100mm, $\sigma_{ck} = 18\text{N/mm}^2$ ）を打設するものとする。

3. 路盤・舗装工[市道または私道（帰属なし）]

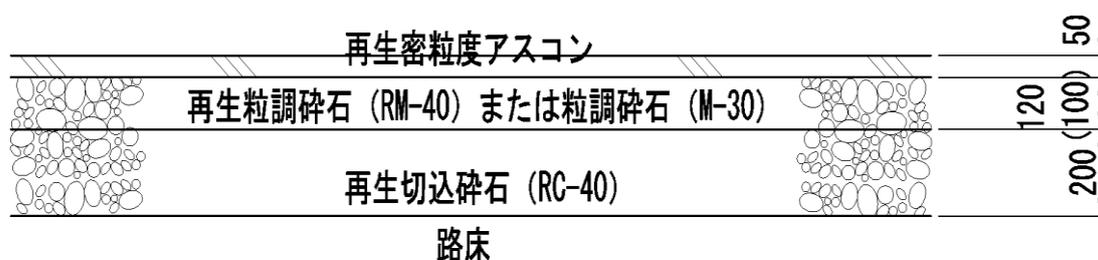
(1) 車道部

① 車道組成表

表層工	上層路盤工	下層路盤工
再生密粒度アスコン t=50mm	粒調碎石 (M-30) t=100mm または 再生粒調碎石 (RM-40) t=120mm	再生切込碎石 (RC-40) t=200mm

※ただし、指定路線及び大型車の通行がある場合については、路床を含めて、別途、道路管理課と協議するものとする。

② 車道組成標準図



※ () 内の値は粒調碎石を使用した場合の値である。

③ その他

現状が上記によらない場合については道路管理課と協議すること。

(2) 歩道部

① 表層工

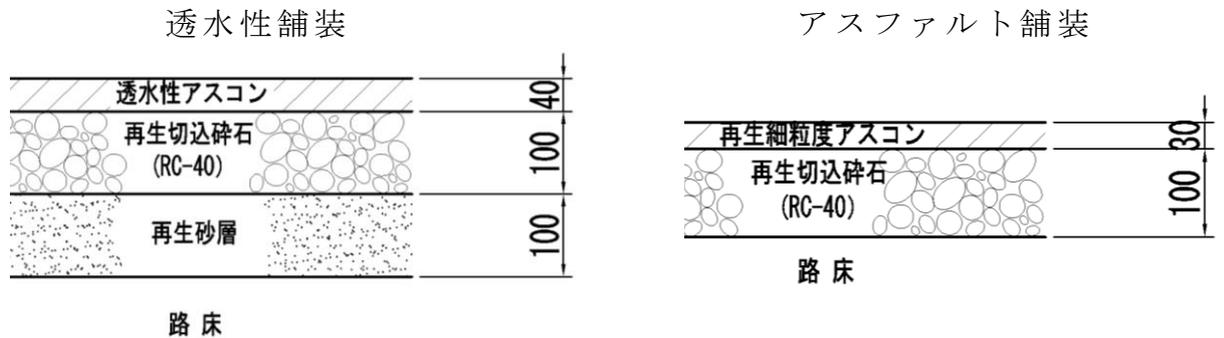
表層工は、透水性舗装を標準とする。これによらない場合は、道路管理課と協議するものとする。

② 歩道組成表

組成区分	表層工	路盤
透水性舗装	透水性アスコン t=40mm	上層：再生切込砕石 (RC-40) t=100mm 下層：再生砂 t=100mm
アスファルト舗装	再生細粒度アスコン t=30mm	再生切込砕石 (RC-40) t=100mm
インターロッキング ブロック舗装	道路管理課と協議	

※出入口については、状況に応じて、別途、道路管理課と協議するものとする。

③ 歩道組成標準図



1. 出入口の構造

- (1) 自動車の出入口の用に供する歩道部分（以下、「出入口」という。）の構造は、別図を標準とする。
- (2) 出入口の設置工事に伴い、側溝又は地先境界ブロック等の取替え又は補強が必要となる場合はこれらも併せて行うものとし、その構造は側溝等を車両横断に耐えうる構造とする。
- (3) 不特定多数の小型自動車又は大型自動車が利用する駐車場及び駐車台数が概ね 10 台以上の駐車場については、出入口部分を暗渠化構造とし、両端に管理用グレーチング柵の設置を行うものとする。
その際グレーチング蓋は、受枠付き、滑り止め付き、かつ盗難防止の対策を講ずるものとする。
ただし、自己用住宅については、この限りではない。
- (4) 車止め等の設置

公共用又は営業用の目的で不特定多数の自動車を通行させるための出入口を設置する場合には、歩道内の自動車の通行、駐車又は自動車の歩道内へのはみ出しを防止するための施設（車止め、柵等）を敷地内に設置するものとする。

2. 出入口の設置数

出入口の設置箇所数は、国道、県道及び市道を合わせて同一敷地について 1 箇所とする。

ただし、交通処理上等の理由により特に必要と認められる場合で、相互の間隔を原則として 8 メートル以上とするときは、2 箇所とすることができる。

3. 出入口の設置場所

(1) 出入口の設置場所は、次の場所以外とし、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とする。

ただし、周囲の状況から判断してやむを得ないと認められる場合は、次のカに規定する場所を除き、事前に警察署長と協議を行った上で設置できるものとする。

ア 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5メートル以内の部分

イ 横断歩道（停止線）から5メートル以内の部分

ウ バス停留所から10メートル以内の部分

エ 消防用施設の設置場所から5メートル以内の部分

オ 火災報知機の設置場所から1メートル以内の部分、地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分

カ 法令等により自動車の横断が禁止されている場所

(2) 出入口は、街路樹、大型標識、道路照明灯その他の道路施設の移設を生ずる必要のない位置に設置すること。

ただし、やむを得ない理由により道路施設の移設が生ずる位置に出入口を設置する場合は、出入口の設置者が当該移設の費用を負担すること。

4. 周辺公共施設の原状回復

出入口の廃止に伴い、周辺公共施設の原状回復が必要となった場合は、道路法第24条の規定による申請を行い、道路管理者の承認を受けて、工事を行うものとする。

5. 留意点

出入口の設置に当たっては、出入口付近についての独占的な使用権を設定することではないので、通行の妨害とならないよう十分配慮するものとする。

駐車場内に車路を設けず、道路上で切り返しを要する駐車スペース等は、道路交通上支障となるので、極力避けること。

6. 出入口の幅

出入口幅は下表を標準とするが、歩行者等の安全を考慮し必要最小限となるよう計画するものとする。

別表

「出入口の幅」

自動車の区分	開口部の幅	用途	構造
小型自動車	4.2m以下	自己用住宅等	道路側溝は車道用
不特定多数の小型車	6.0m以下	店舗、共同住宅等	横断暗渠 及び 両端に管理用グレーチング柵
大型自動車	8.0m以下	大規模工場、大規模駐車場等 資材置場等	横断暗渠 及び 両端に管理用グレーチング柵

注1 上記に該当しない自動車については、軌跡図に基づき別に開口部の幅を決定することができる。

ただし、この場合であっても最大12mまでとする。これ以上の場合は、車止め等を設置し、全面開放は避けること。

注2 小型自動車とは、普通自動車及び軽自動車をいう。

「公共物使用許可構造基準」

車種別区分	構造	設計荷重	適用
人・自転車・バイク	ボックスカルバート 又は 床版形式	5.0kN/m ² 以上	—————
通行する車両の車重と最大積載量の合計が6t未満	ボックスカルバート 又は 床版形式	T-6相当以上	自己用住宅等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が14t未満	ボックスカルバート	T-14相当以上	共同住宅 店舗 大規模工場 大規模駐車場 資材置場等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が20t未満	ボックスカルバート	T-20相当以上	
上記以外の場合	ボックスカルバート	T-25相当以上	

注1 公共物使用許可に係る占用の幅については、車両出入口の幅に準ずる。

注2 構造については、水路等管理者および道路管理者と協議すること。

注3 水路等の構造については、別記参考図のとおりとする。

注4 床板形式において、橋台は通過車両を十分支持できる基礎構造とすること。

注5 床板の強度は、通行する車両により決定すること。

注6 隅切りを設ける場合は、隅切りを含めてボックスカルバートとし、設計荷重は上記を参考とする。

「出入口部標準舗装構成表」

(単位：mm)

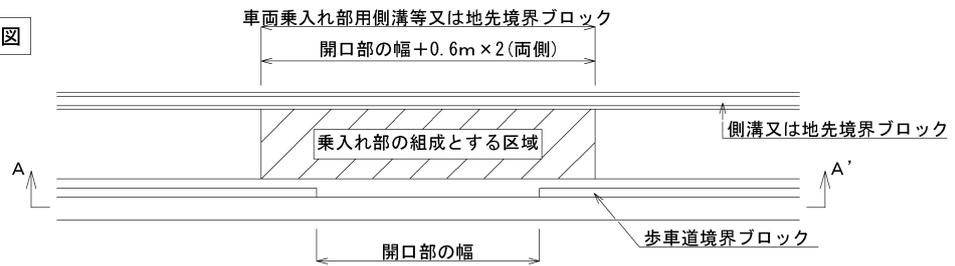
舗装区分		アスファルト舗装	
		6.0m以下	6.0m越え12.0m以下
表層	再生密粒度アスコン	50	50
上層路盤	粒調碎石(M-30) もしくは 再生粒調碎石(RM-40)	100 もしくは 120	200
下層路盤	再生切込碎石(RC-40)	200	200
合計厚		350 もしくは 370	450

※物流センター等大型車の通行が多い場合は道路管理課と協議するものとする。

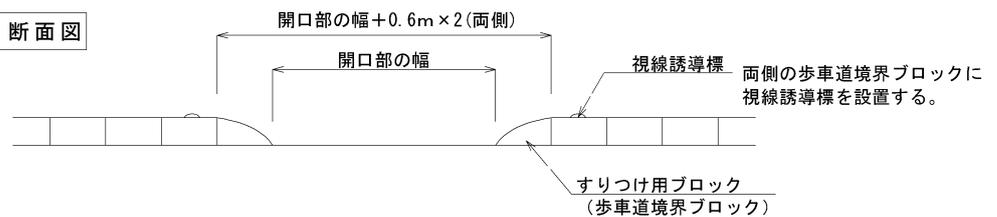
出入口の構造

【フラット型】

平面図

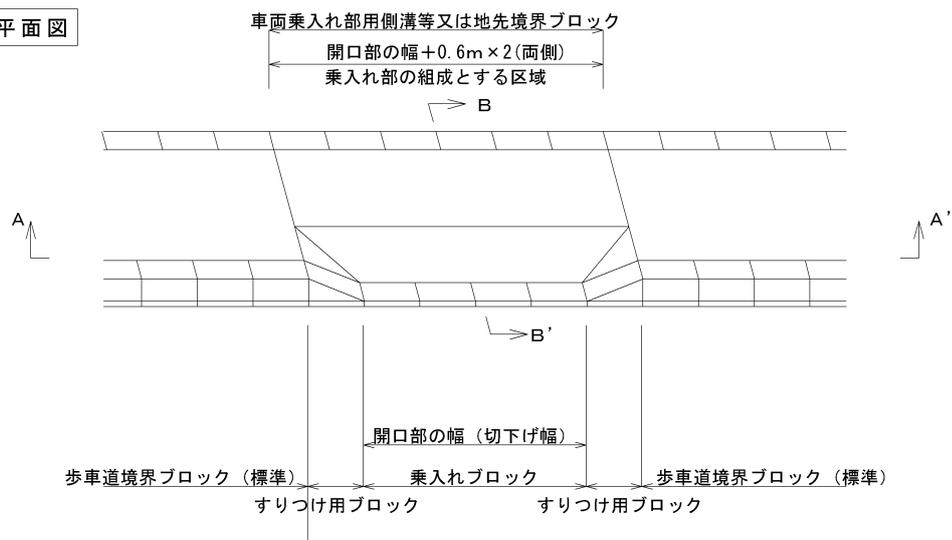


A - A' 断面図

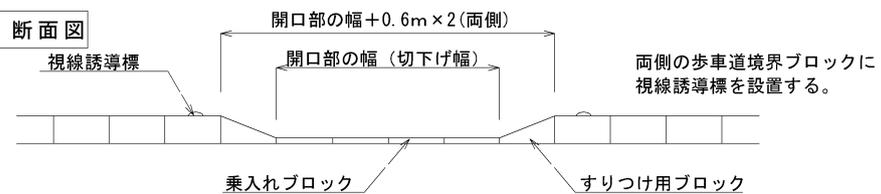


【マウントアップ型】

平面図



A - A' 断面図

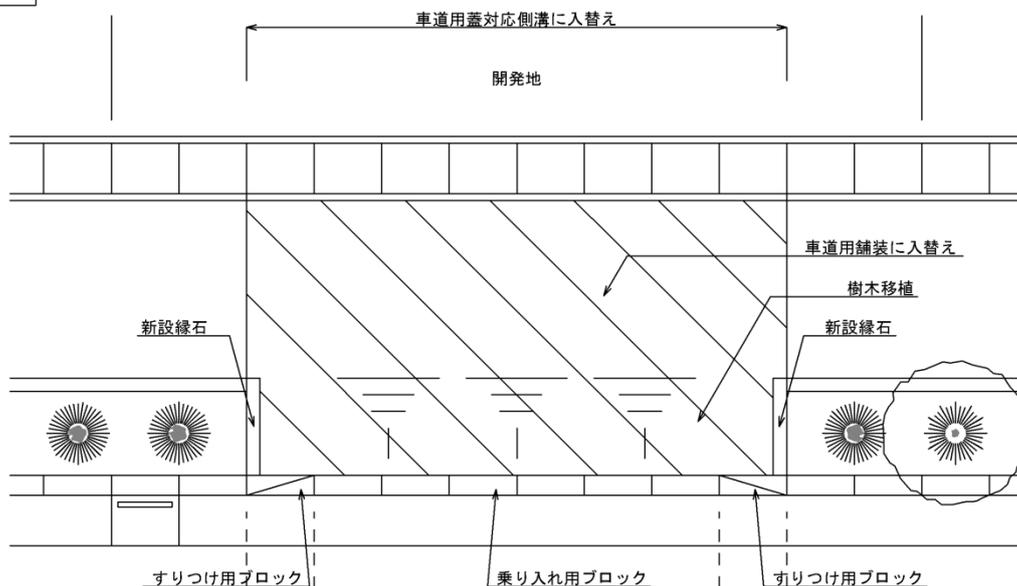


B - B' 断面図

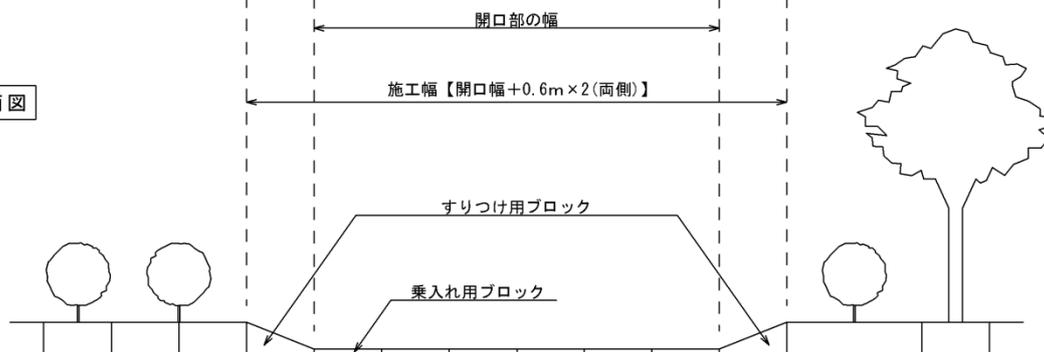


通常の歩道（マウントアップ型・植樹帯あり）

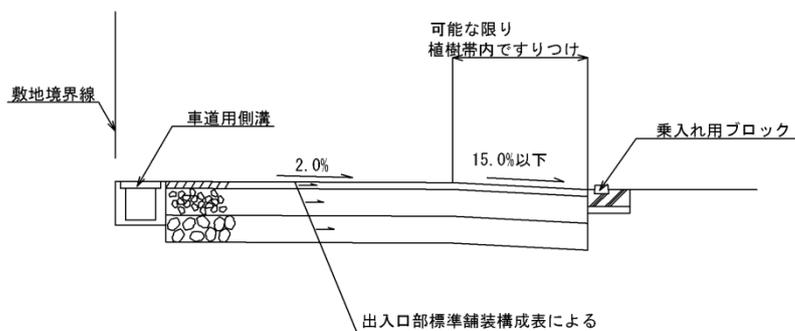
平面図



側面図

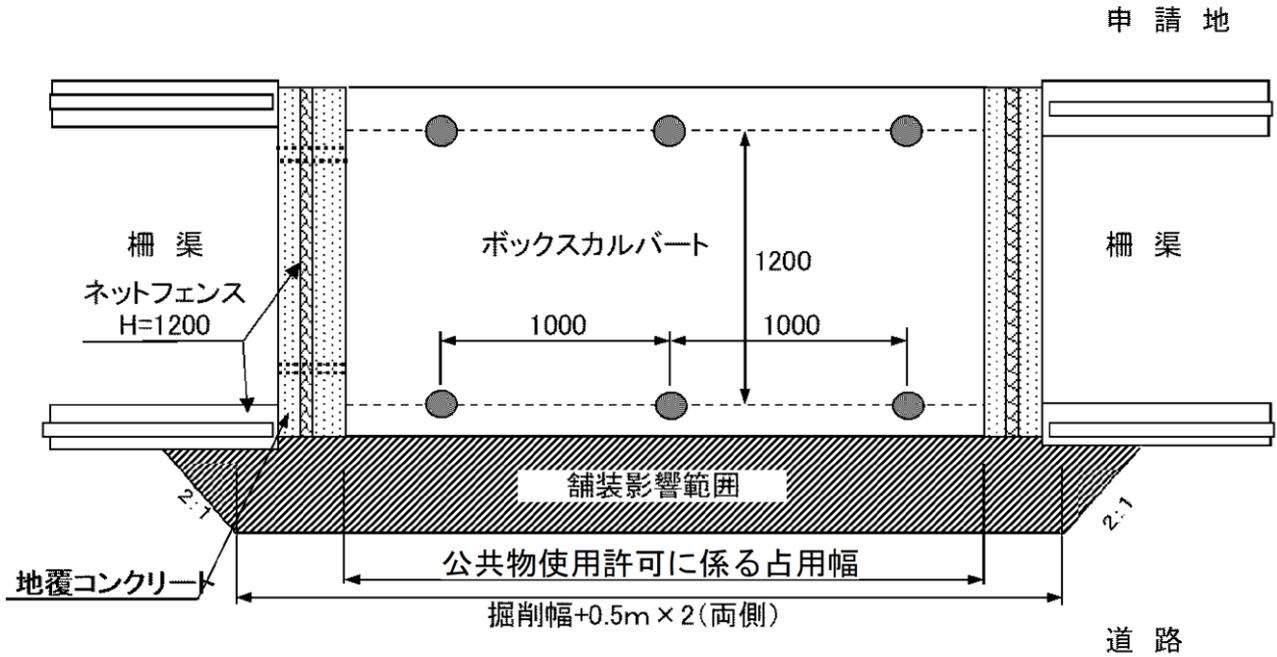


断面図



参 考 図

ボックスカルバート【既設水路が 1200 の場合】別図— 3 平面図

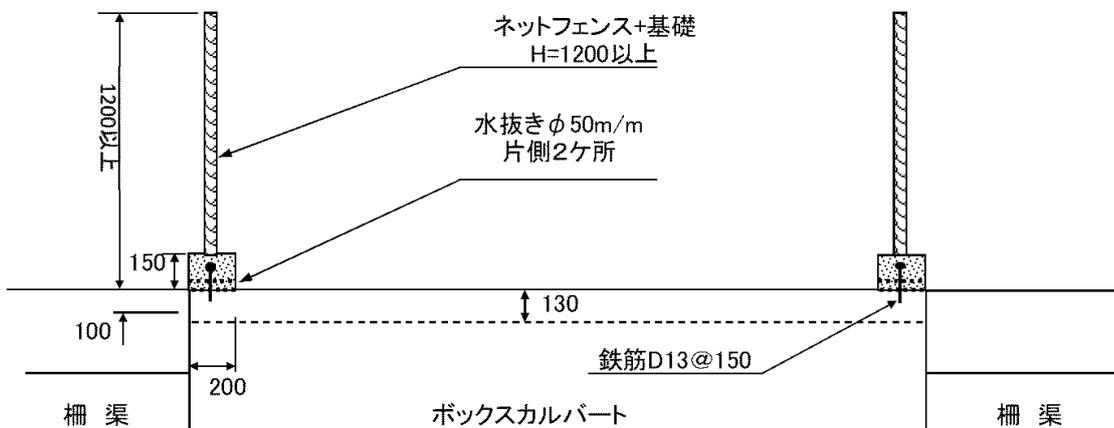


※ 出入り口部分と既存構造物等は占用申請時に協議してください

※ 出入り口部分とボックスカルバートの高さは原則フラットとする。やむを得ない場合は、5パーセント以下ですりつけること。

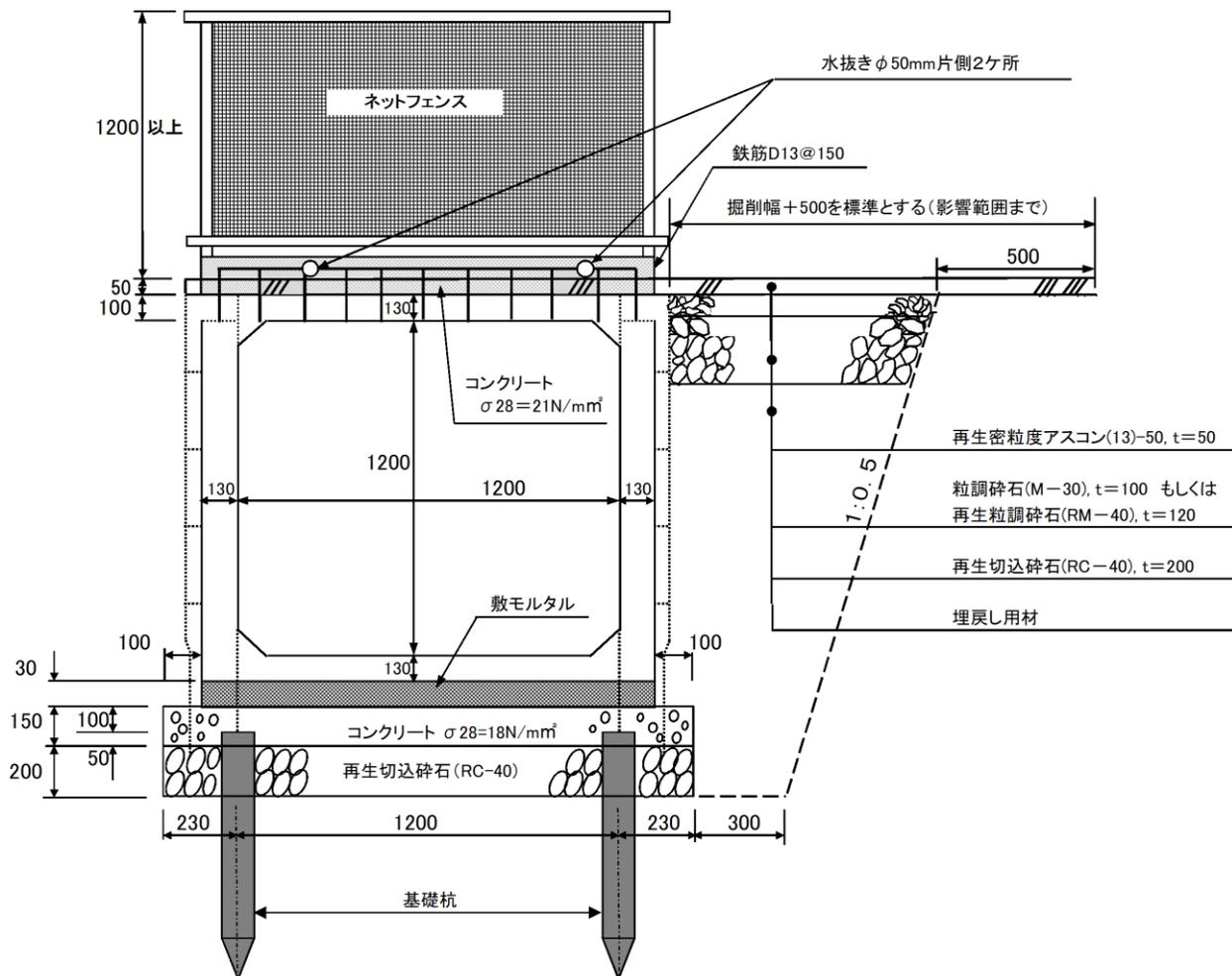
※ 歩道と車道の高さが違う場合は、車両通行に支障ない範囲ですりつけること。

断面図



※ 図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。

構造図



※指定路線の埋戻については、別途協議すること。

※ボックスカルバートは二次製品の仕様を標準とすること。内空断面は、既設水路、または改修計画断面図に合わせること。

※基礎の構造は、沈下等をしない構造とすること。

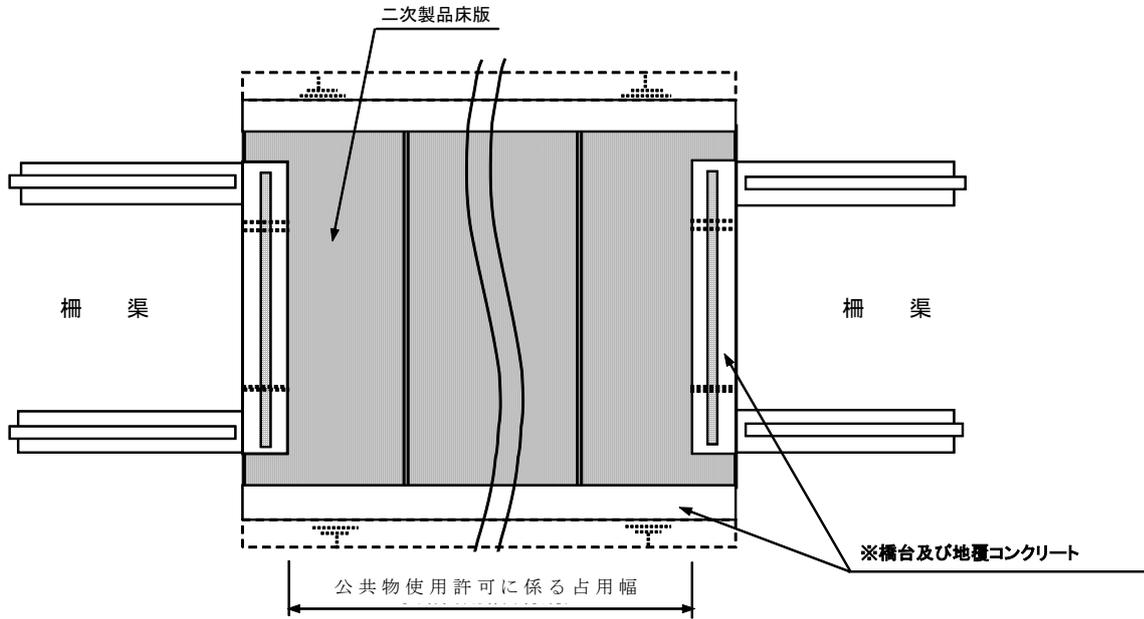
※設計荷重は、公共物使用許可構造基準を参照のこと。

※ボックスカルバート天端は舗装等で被し、表面排水勾配を付けること。(舗装厚については 50 mm 以上とし、大型車の乗り入れがある場合については、別途、道路管理者と協議すること。)

※図面は参考図ですので、占用申請時に協議して下さい。

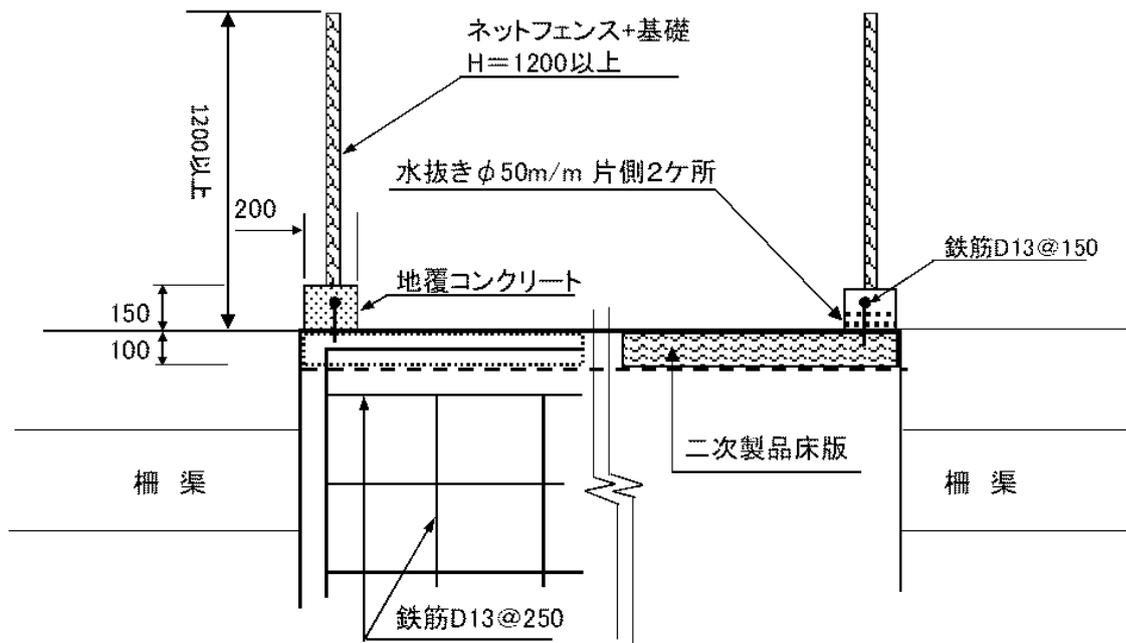
参 考 図

平面図



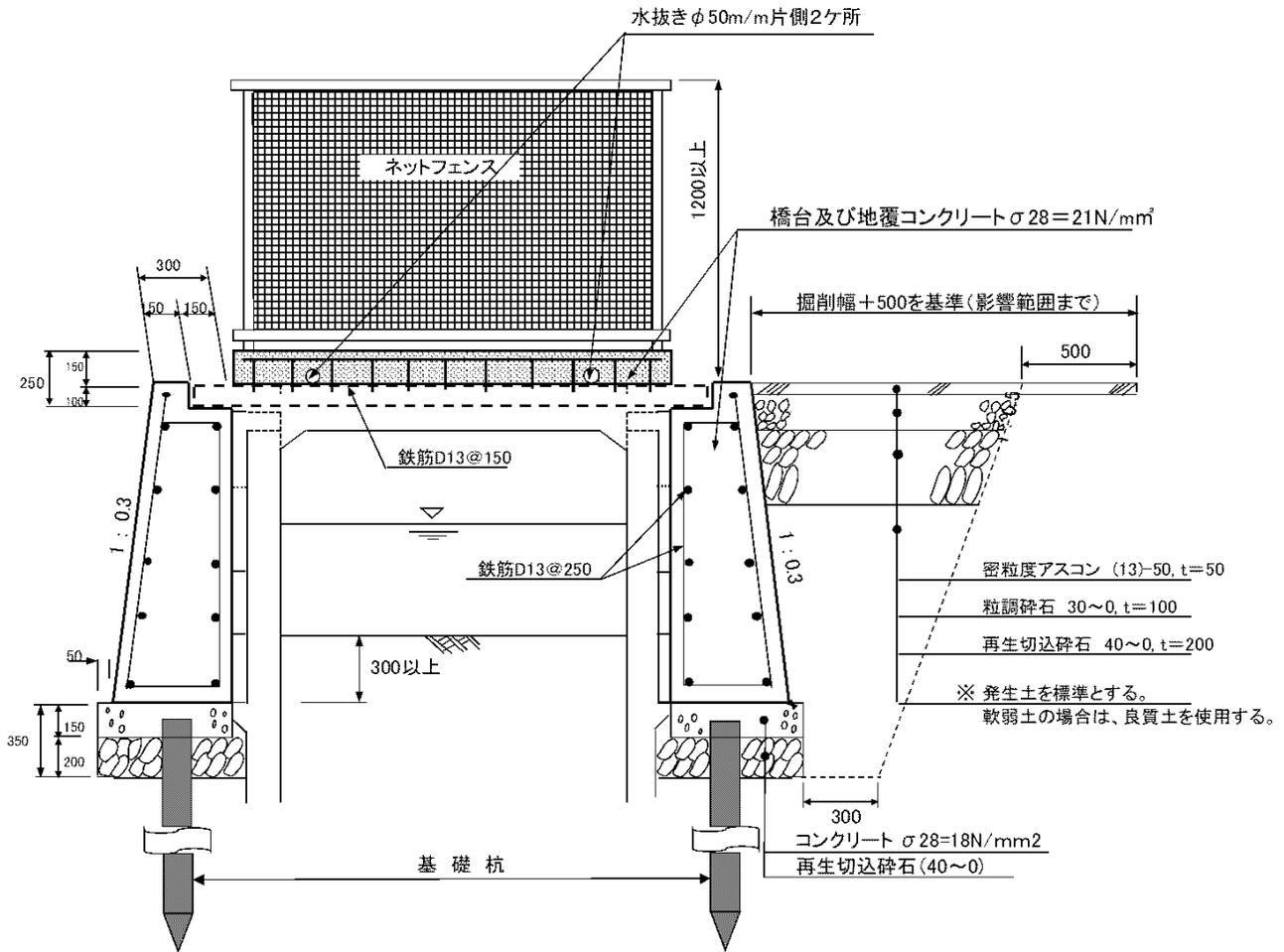
※床板は二次製品仕様を原則とする

断面図



※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。

床板構造図



※指定路線の埋戻については、別途協議すること。

※床板・橋台は、水路構造物に荷重がかからないようにすること。

※橋台基礎は、通過車両の荷重を十分支持し、沈下等をしない構造とすること。

※設計荷重は、公共物使用許可構造基準を参照のこと。

※床版上は表面排水措置を講じること。

※図面は参考図ですので、占用申請時に協議して下さい。

1. 水路等

(1) 水路等基本計画

ア 排水施設は、事業区域のみでなく、その集水区域全体の流出量により、断面及び勾配を決定すること。

ただし、周辺区域に影響がない場合は、別途協議とする。

イ 事業区域内にある水路等及び放流先の水路等に、溢水のおそれがあるときは、水路等管理者と協議のうえ、当該区間を事業者の責任において整備改修すること。

ウ 事業区域内の水路敷き等を付替えする場合には、同等幅員かつ同等面積以上とする。

(2) 水路等の整備方針

事業者は、以下の各号により水路等を整備すること。

ア 水路等の整備改修にあたっては、水路等管理者と協議し、その費用は、事業者の負担とする。

イ 水路等の改修により、関連する水路や排水に支障が生じた場合は、事業者の責任において対処すること。

ウ 雨水流出抑制施設の規模については、関係機関と協議をすること。

2. 水路等の技術基準

1 水路等の整備

(1) 事業者は、原則として自己用の専用住宅を除き、水路等を図一1、図一2を参考に整備すること。

(2) 事業者は、原則として自己用の専用住宅を除き、水路等が改修済みで、袖コンクリートが未施工の場合は図一3、図一4を参考に整備すること。

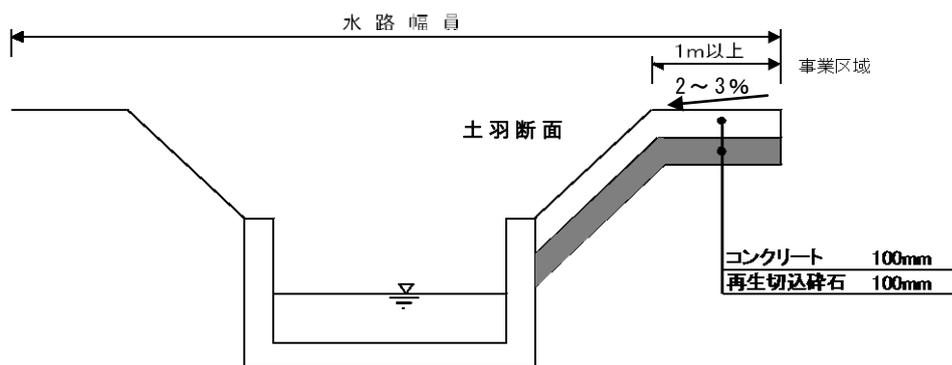
(3) 事業者は、未改修水路に接する場合の境界構造は、河床より30センチメートル以上掘り下げたときに転倒等しない構造とする。図一5

(4) 道路と水路等が接する箇所は、高さが1.2メートル以上のフェンスを設置すること。

(5) 事業区域が水路等に接する場合は、事業区域内にフェンス等を設置し、十分な危険防止の措置をとること。転落のおそれがある場合は、H=1200以上のネットフェンス等（基礎含む）とする。

参 考 図

図—4

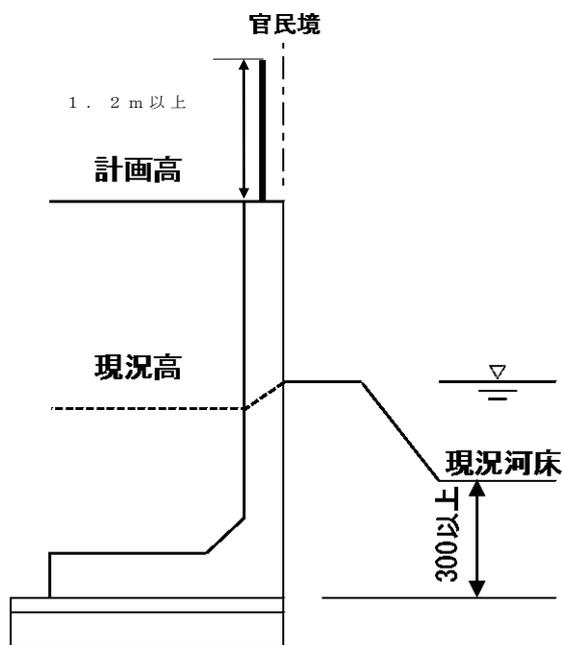


目地設置

1箇所/10m当り

※水路に蓋がある場合、蓋とタタキコンクリートは縁を切ること。

図—5



6. 雨水流出抑制施設の基準 条例第 44.45 条・規則第 49 条関係

1. 雨水流出抑制対策基準について

春日部市内における開発事業を行う場合、以下の基準に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。

雨水流出抑制設置基準

開発区域面積	雨水流出抑制量
1.0ha 以上	埼玉県河川砂防課と協議 ※「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」第 3 条に規定する雨水流出増加行為に該当しない場合は、別途市と協議
0.05ha 以上 1.0ha 未満	500m ³ /ha 以上
0.05ha 未満	各戸貯留又は浸透施設等の設置

なお、下記の区域内における開発事業にあつてはこの限りでない。

《表—1》 ※位置については、都市計画図参照

土地区画整理事業により雨水流出抑制施設の整備された区域	
①	豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)
②	梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)
③	南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)
④	新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)
⑤	藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)
⑥	藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)
⑦	春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)
⑧	西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)

2. 雨水流出抑制施設の容量（必要対策量）の基本方針

(1) 春日部市における雨水流出抑制施設の基本方針は、貯留型及び浸透施設等の設置を原則とする。

ただし、「埼玉県浸透能力マップ」において、浸透対策に適した地域に指定されている地域は、この限りでない。

(2) 浸透型の雨水流出抑制施設を設置する場合は、「埼玉県浸透能力マップ」により、浸透量を算出すること。なお、事業地の地質を個別に調査する場合にあっては、市と調整の上、その浸透量を決定する。

※埼玉県浸透能力マップアドレス

浸透能力マップ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/documents/erial4.pdf>

浸透能力マップ凡例

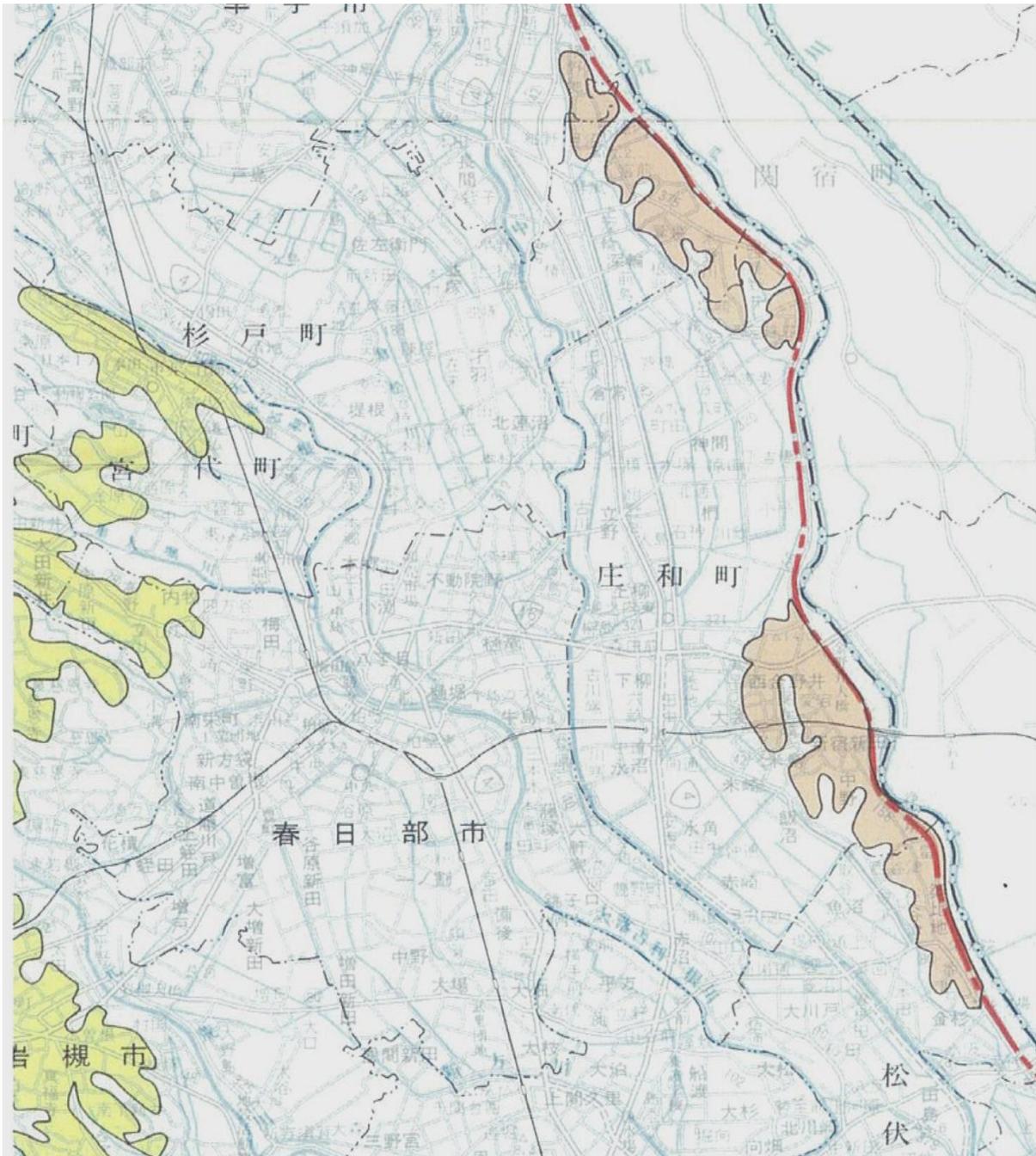
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/documents/56078.pdf>

用語

雨水流出抑制施設

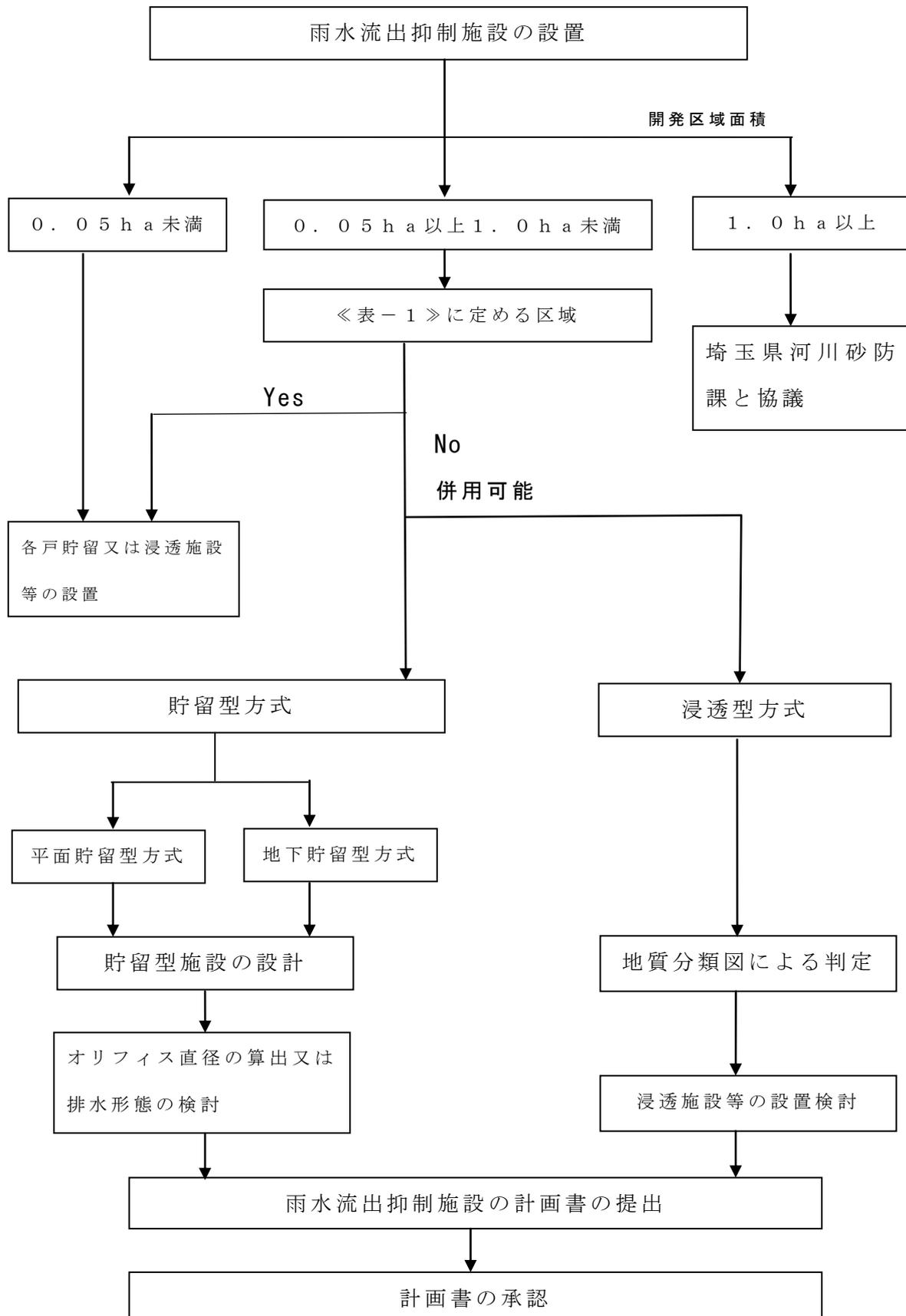
- | | | |
|---------|---|----------------------|
| ② 貯留型 | → | 平面貯留、地下貯留槽 |
| ② 浸透型貯留 | → | 浸透貯留槽、平面貯留（自然浸透する組成） |
| ③ 浸透施設等 | → | 浸透柵等（浸透柵、浸透管） |

3. 浸透能力マップ・・・「埼玉県浸透能力マップより抜粋」埼玉県HPより



凡		例			
分類	地形区分		対象土層	飽和透水係数 k (cm/sec)	記号
浸透対策に適した地域	台地	武蔵野面	県央荒川流域	3.0×10^{-3}	
			県東中川・綾瀬川流域	4.0×10^{-3}	
浸透対策に適さない地域	沖積低地	(氾濫平野・後背低地)		—	

4. 雨水流出抑制の設置に係るフロー



雨水流出抑制施設設置基準

(適用)

- 1 この基準は、事業区域の面積が1.0ヘクタール未満の開発事業に適用する。

(雨水流出抑制施設の設置)

- 2 雨水流出抑制施設は、貯留型または浸透型及び浸透施設等とすること。ただし、専用住宅を目的とした開発事業については浸透施設等とする。また、建築を伴わない一般開発事業については砂利舗装により地表面から自然浸透できる場合については、これを浸透施設等とみなすこととする。
- 3 舗装は透水性舗装とすること。また、出入り口部には必要に応じ、側溝等を設置し、事業地内からの流出防止の措置をとること。

(貯留型雨水流出抑制施設)

- 4 貯留型雨水流出抑制施設は、つぎにより設置すること。
 - (1) 事業区域の面積が、0.05ヘクタール以上、1ヘクタール未満については、流出抑制対象面積に対して1ヘクタール当たり500立方メートルの貯留可能容量をもつ施設とすること。

流出抑制対象面積とは：開発事業前後において流出量が増加する面積
 - (2) ガソリンスタンド（給油所）を目的とした開発事業については、屋根面積または流出抑制対象面積の2分の1の値のうち、大きい値を対象面積として、1ヘクタール当たり500立方メートルの貯留可能容量をもつ施設とすること。

また、事業区域内に構内道路を設けて、洗車場や店舗を併設する給油所
のときは給油所以外の区域については、その流出抑制対象面積に対して
1ヘクタール当たり500立方メートルの貯留量を算出し、給油所本体
の貯留量と合算すること。
- 5 上記4にかかわらず、つぎの場合には貯留型雨水流出抑制施設を設置することを要しない。

(1) 雨水流出増加行為をする土地がすべて宅地等であるとき。

宅地等とは：宅地、道路、水路、池沼、鉄道線路、舗装された土地（登記地目ではなく現況による）。なお現地において舗装等されていない場合は別途協議する。

(2) 仮設の建築物等の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的であ

るとき。

(3) 土地区画整理事業により雨水流出抑制施設の整備された区域
(浸透型雨水流出抑制施設)

6 浸透型雨水流出抑制施設は、地質分類図及び個別の地質調査結果を基に設置について協議検討を行うものとする。

(貯留型雨水流出抑制施設の構造等)

7 貯留型雨水流出抑制施設の構造等はつぎのとおりとする。

(1) 平面貯留式

平面貯留方式は、駐車場や緑地帯等の地盤高を周囲より低くしたり、周囲をブロック等で囲んだりして、降雨時に雨水を貯留する施設である。道路に面して貯留施設を設置する場合は出入り口等から貯留させた雨水が道路等へ流出しないように、出入り口等にハンプや凸部を設け、開発地内に側溝等を設けること。

ア 駐車場は貯留限界水深を0.1メートル以下とする。

イ 緑地帯は貯留限界水深を0.3メートル以下とし、樹木は耐水性のあるものとする。

ウ 余水吐きを設置すること。

エ その他、調整池等については別途協議とする

オ 余裕高は、計画高水位(H.W.L)から10cm以上とする。

(2) 地下貯留式

地下貯留方式は、事業地の敷地内の地下部分に地下貯留槽を設けるものである。

ア 地下貯留槽への流入は、放流孔(オリフィス)排水量を越えた時流入するようにすること。

イ 余水吐きを設置すること。

(許容放流量(下流河川の流下能力))

8 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例より

(1) 放流先と放流量

雨水の放流先、放流量については、次の事項に配慮すること。

ア 放流量を安全に流下することができる放流先を選定する。

イ 許容放流量は放流先の河川、水路等の管理者と協議を行い、開発区域 1 ha 当たり 0.05 m³/s を上限とする。

雨水流出抑制施設からの放流量 (Q') (単位: m³/s)

$$Q' = A \times Vc \quad (Vc \leq 0.05)$$

この式において、A、Vc は、それぞれ次の数値とする。

A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積 (単位: ha)

Vc 放流先水路等の許容比流量 (単位: m³/s /ha)

ウ 余水吐きを設置すること。

(2) 放流断面 (オリフィス) の算定

放流断面の算定に関しては、放流量の算定式 (オリフィスの式) より断面積を算定する。(オリフィス径は 5 cm 以上とする)

$$Q' = a \cdot C \cdot \sqrt{2gh} \quad \text{より}$$

$$a = Q' / C \sqrt{2gh}$$

a : 放流断面積 (単位: m²)

C : 流量係数 0.6

Q' : 放流量 (単位: m³/s)

g : 重力加速度 9.8 (単位: m/s²)

h : H.W.L からのオリフィス中心までの水深 (m)

(3) 自然排水できない場合

ア 自然排水できない場合は、ポンプによる排水も可能とする。ただし、ポンプ排水量は許容放流量以下とする。

※ポンプ施設の適正な維持管理に努めること。

イ 地下貯留槽からの排水施設（ポンプ等）は、雨水が流入（貯留深の10%程度）時点から24時間経過した後、許容放流量以下で排出できる施設とすること。ポンプによる場合は、原則として予備ポンプを設け、交互運転とすること（ただし貯留槽の計画高水位を越したときは2台運転することができる）。

（放流付帯施設）

9 放流施設の構造は、計画放流量を安全に放流できる断面を持ち、土砂、塵芥等が流出せず、放流管が閉塞しないものとする。そのため、放流施設には土砂溜め、塵除けスクリーン等を設置し、また、出水時に操作を必要とするゲート、バルブ等の装置は、原則設けないこと。

（その他）

10 安全対策

(1) 最大水深が30センチメートル以上の場合は、施設の維持管理上、必要な安全柵、避難用として法面に階段等の通路、水位標等を設置すること。

(2) 夜間の貯留に対する安全性に配慮し、必要に応じて照明設備などを設けること。

(3) 雨水流出抑制施設を公園や駐車場などに多目的利用する場合には、利用者の立場にたち、安全面に十分配慮した構造や管理を行うこと。

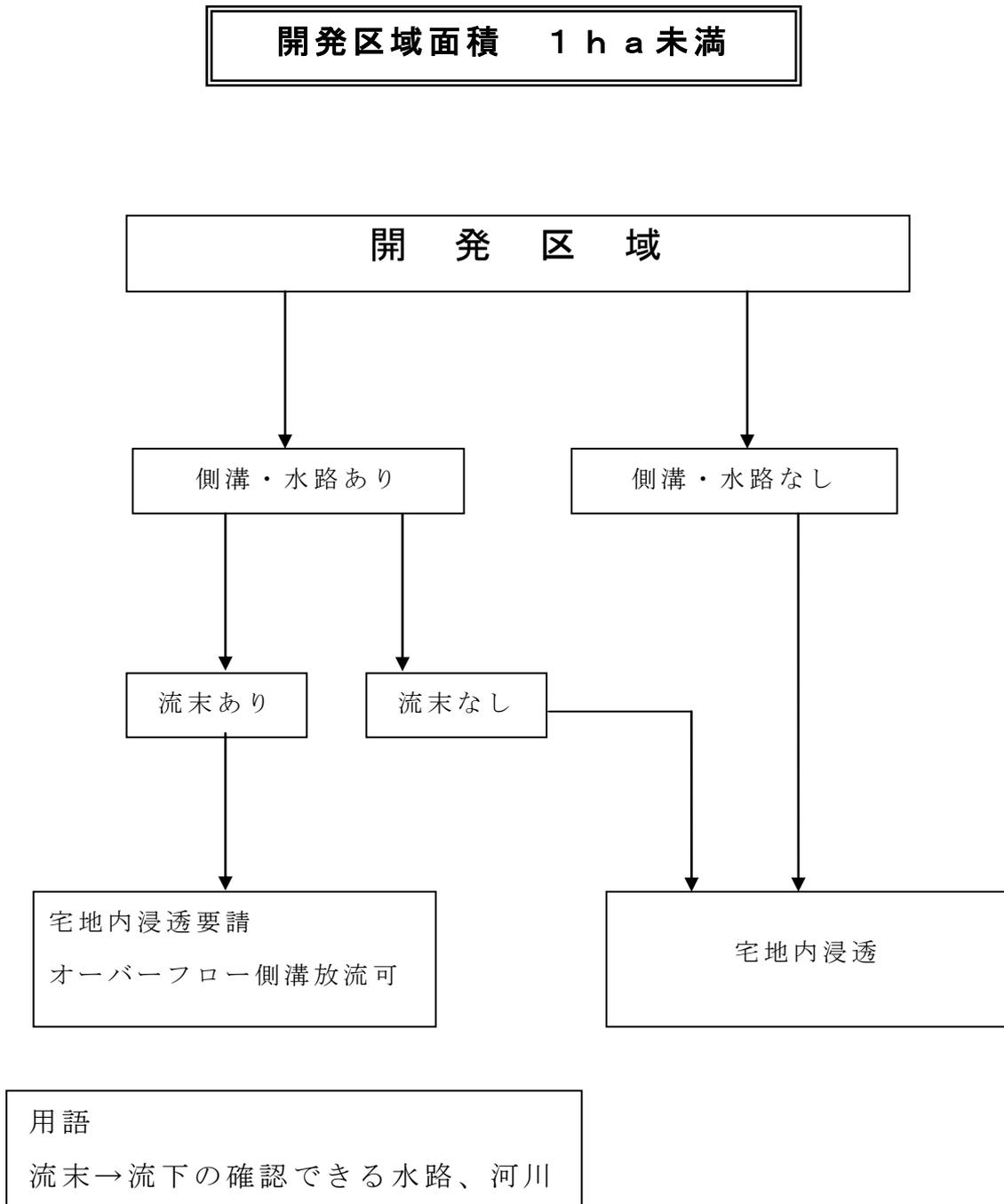
11 維持管理

(1) 施設の安全管理のため、日頃から点検を行うこと。

(2) 出水時には、施設の状況を確認し、利用者を避難させるなどの対応をとること。

(3) 雨水流出抑制施設の機能を維持するために、埋立てや除去、又は形状の変更を行う際には協議すること。

各戸貯留又は、浸透施設等設置に係るフロー



5. 雨水流出抑制施設における浸透施設等について

1. 開発事業等（戸建て住宅の建築も含む）で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定める。

① 浸透枿

開発区域内に設置する全ての雨水枿については、内径350ミリメートル、深さ500ミリメートル（碎石 H600 mm×W 枿外寸+200 mm）以上の浸透枿とし、開発区域内の雨水を効率的に処理できるように設置すること。（例：雨樋の流下部等）

② 浸透トレンチ（浸透管）

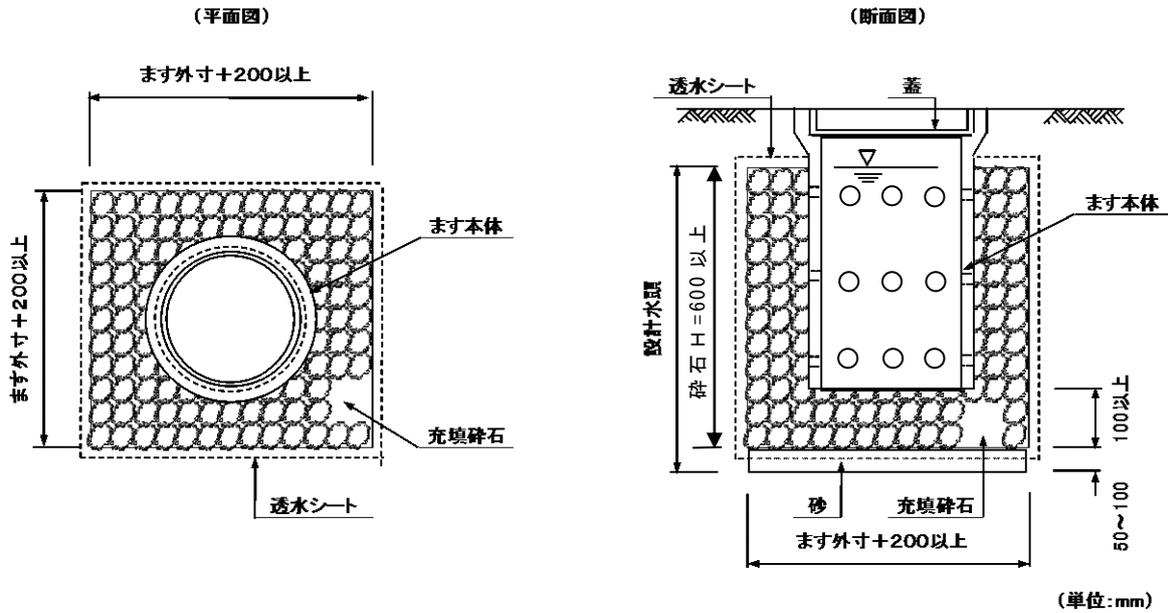
枿と枿を接続する管について、内径100ミリメートル（碎石 H500 mm×W300 mm）以上の浸透トレンチを併設する場合は、浸透枿の内径を200ミリメートルまで、引き下げることができる。

浸透型の雨水流出抑制施設の設置例

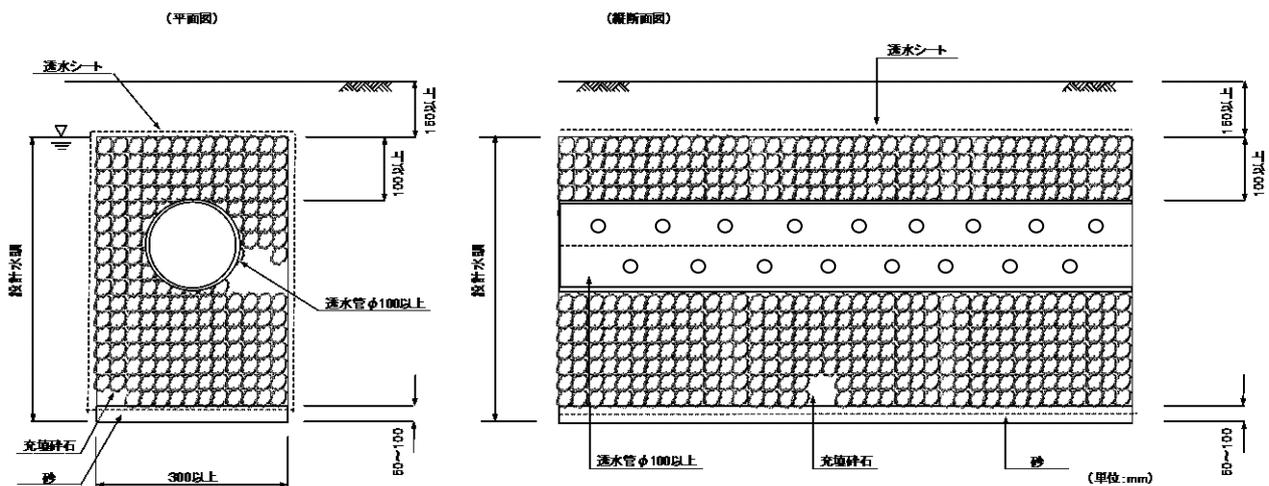
浸透柵・浸透トレンチ（浸透管）標準構造例

浸透柵の標準構造図

※柵内径 ϕ 350 mm 以上、深さ 500 mm 以上の浸透柵とする

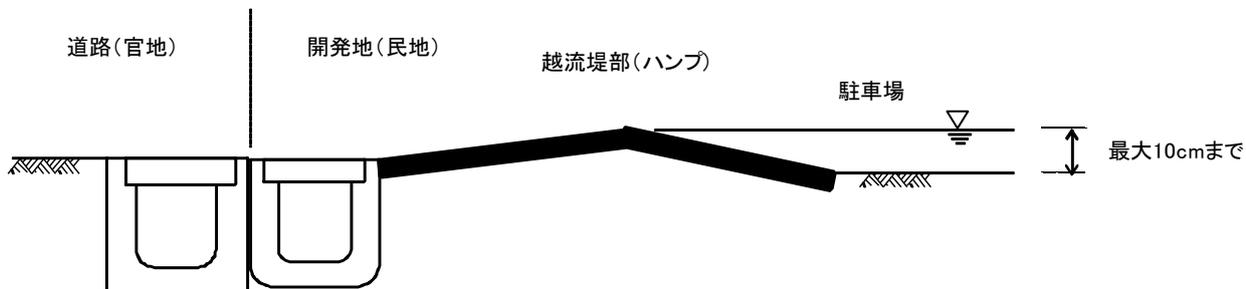


浸透トレンチの標準構造図



貯留型雨水流出抑制施設一般構造図

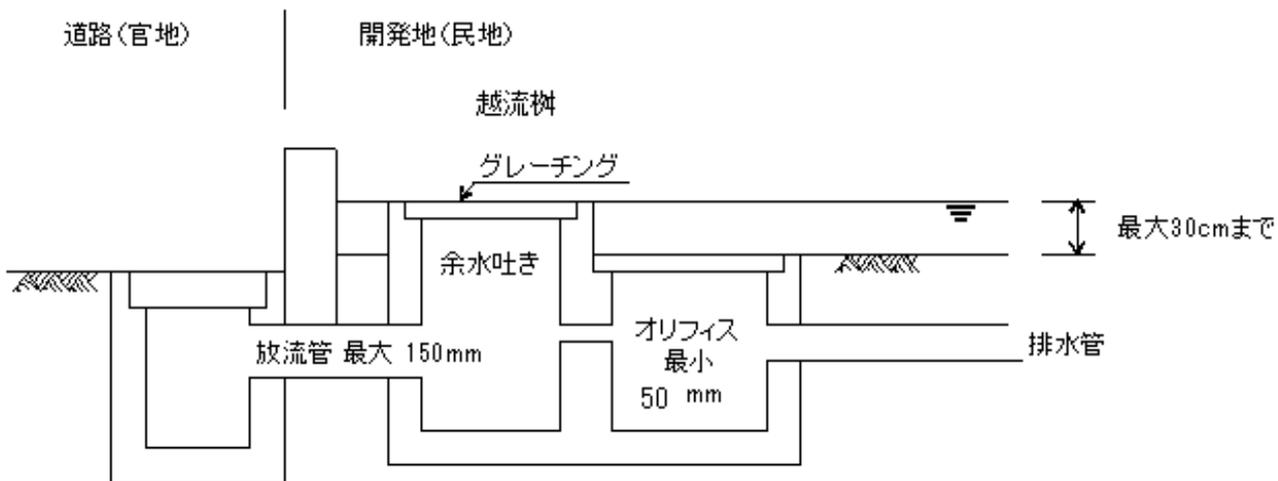
(出入りに設置する場合の例)



※出入口部には、必要に応じ事業地内に側溝等を設置し、雨水流出防止の措置をとること。

※事業地内の側溝蓋は、グレーチングとする。

(緑地等に設置する場合の例)

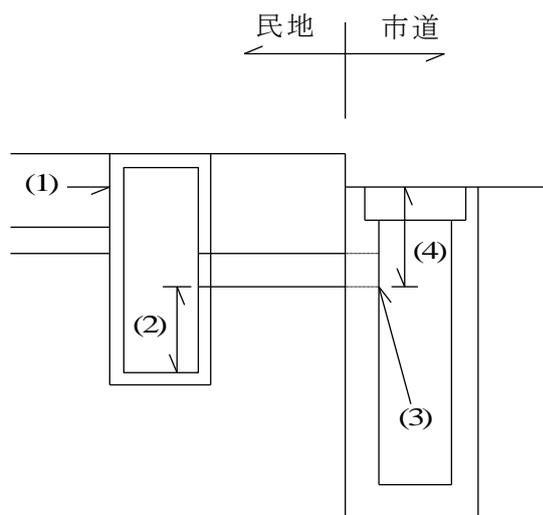


6. 放流部の構造

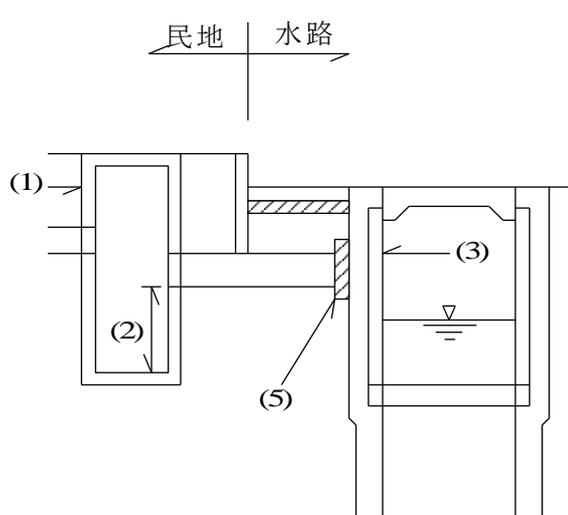
雨水及び雑排水を市の管理する道路側溝又は水路等に放流する場合は、下記の基準による。

参 考 図

市道側溝へ接続する場合



水路等へ接続する場合



- (1) 宅地内の最終枳は、短辺又は直径が350ミリメートル以上のものとする。
- (2) 泥溜は、200ミリメートル以上とする。
- (3) 排水管は、排水施設の内面に合わせ、かつ、管口仕上げを行うこと。
- (4) 市道側溝の深さが300ミリメートル以上の場合、接続管の管底は、側溝天端より300ミリメートル以内とする。
- (5) 排水管接続部は、コンクリート(t=100)で補強すること。
- (6) 必要に応じて、逆流防止の措置を講じること。

7. その他

- (1) 給湯器設備等のドレンなどの雨水を含む恐れのある排水は、雨水系統に接続すること。

1 公園の配置

- (1) 公園の敷地の一边が道路（道路法第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定するものをいう。ただし、幅員 4 メートル未満にあっては建築基準法第 42 条第 2 項に該当するものに限る。）に、接していること。
- (2) 道路に接する長さは原則 7 メートル以上とすること。

2 公園の敷地

- (1) 公園の敷地の形状は、短辺と長辺の長さの比率が 1 : 1 ~ 2 以内を標準とし、著しい狭長、屈曲、複雑な形状でないこと。
- (2) 造成土は、コンクリートガラ、ごみ等の混入がなく、樹木の育成に適した良質土とすること。
- (3) 接道の一边より地盤が高いことを原則とし、隣接地盤高との高低差は、極力小さくすること。

3 公園の施設

(1) 園路及び広場

- ア 園路の舗装材は、雨等で滑りにくいものを使用すること。
- イ 管理用車両の通行が予想される園路については、車両荷重に適した舗装組成とすること。
- ウ 広場の舗装は、主に土系舗装（ダスト及び砂舗装）とすること。
- エ 広場の表面排水勾配は、0.5 パーセントを標準とする。

(2) 排水施設

- ア 雨水等を有効に排出するために、広場面積、高低差等を考慮し、適切な配置、個数、大きさの施設が設けられていること。
- イ 施設の構造は浸透式を標準とする。

(3) 修景施設

- ア 出入り口部を除き、接道部は緑化すること。ただし、防犯上、道路側から公園内への見通しが十分に確保できる植栽とすること。
- イ 高木は、将来の成長を見込んだ樹木を選定し、隣接地や照明灯を考慮し配置すること。
- ウ 落葉樹の植栽は、敷地境界付近を避けること。ただし、隣接地が公共施設の場合は、この限りではない。
- エ 緑化面積は、公園敷地面積の 20 パーセント以上とすること。

(4) 休養施設

- ア 原則として、コンクリート基礎構造の固定式ベンチを1基以上設置すること。
- イ 公園の敷地面積が500平方メートル以上の場合は、2基以上設置すること。
- ウ 二人がけ以上のベンチの場合は、ベンチ中央もしくは等間隔に手すりがついていること。
- エ ベンチは、遊具付近に広場利用を考慮して設置すること。

(5) 遊戯施設

- ア 遊具は、安全面で信頼性のある品質のものを使用すること。
- イ 遊具の設置にあたっては、一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」等に基づき、安全性に十分に配慮し設置すること。
- ウ 砂場の設置については、衛生面に配慮すること。
- エ 公園の敷地面積が500平方メートル未満の場合は1基、500平方メートル以上の場合は2基以上の遊具を設置すること。

(6) 便益施設

- ア 給水施設を設置する場合は、併せて排水施設（排水枡等）を設置すること。
- イ 砂場を設置する場合は、併せて手洗い場を設置すること。
- ウ 便所を設置する場合は、公共下水道供用開始区域内であること。

(7) 照明施設

- ア 敷地形状、周辺状況から、防犯上必要と思われる公園に設置すること。
- イ 照明施設の設置位置は、周辺住宅や樹木の植栽位置等も考慮して設置すること。遮光の必要がある場合は、遮光板を設置すること。
- ウ 照明器具はLED照明器具とし、照明灯の点灯は、自動点滅器タイマー併用とすること。照明灯の照明範囲は、JIS規格に適合するものとし、公園の敷地面積に合わせて必要な基数を有効に配置すること。

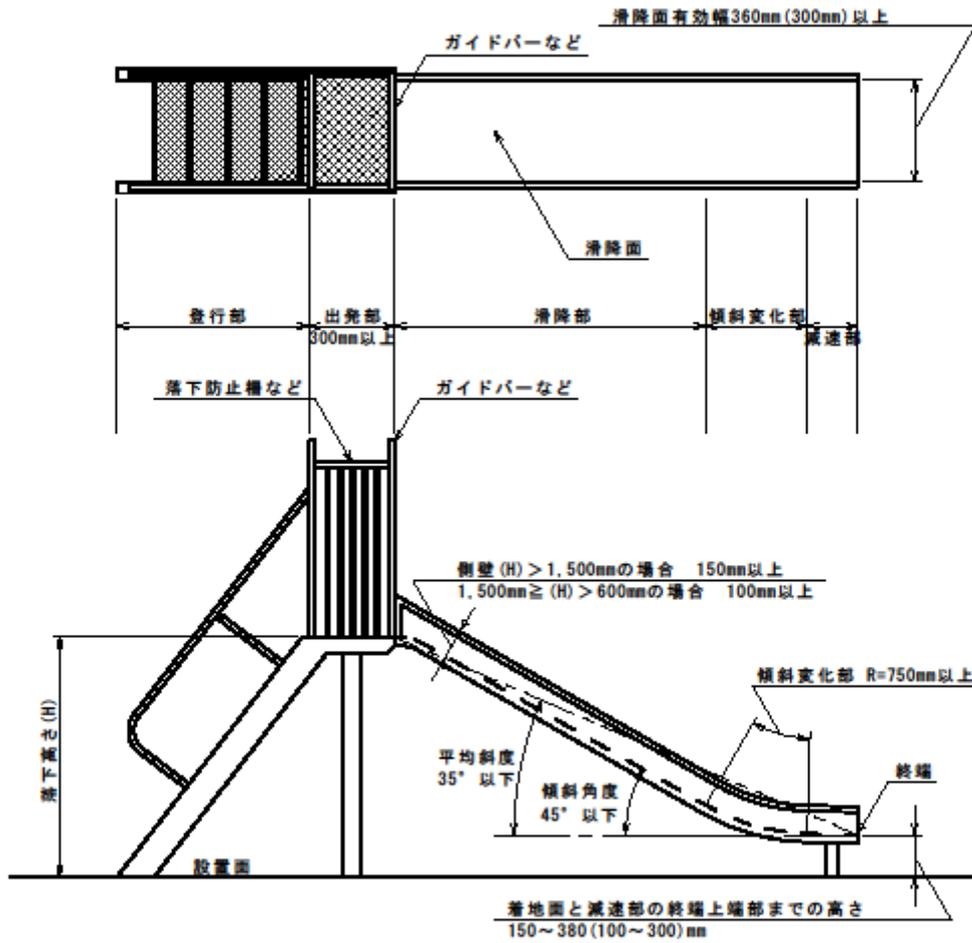
(8) 出入口

- ア 公園の出入口は、公園利用者の利便、災害時の避難場所としての効用を考慮した位置、構造を備えると共に、道路に面した部分に1箇所以上設置すること。
- イ 設置場所は、見通しが良い場所とし、道路交差点部からは5メートル以上の間隔を開けるなど、特に安全面に考慮すること。
- ウ 有効幅員は、管理車両の出入等を考慮し、2.5メートルを標準とする。
- エ 出入口の構造は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、バリアフリー化が図られていること。
- オ 出入口には、可動式で施錠できる車止めを設置すること。
- カ 出入口は、コンクリートたたき等で仕上げるなど、土砂等の流出を防止する措置を講じること。

(9) 管理施設

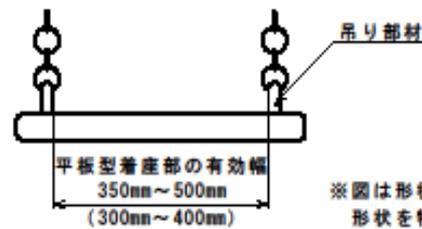
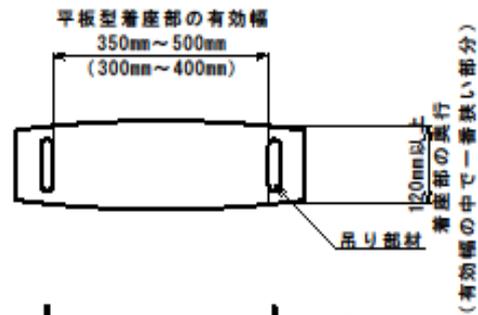
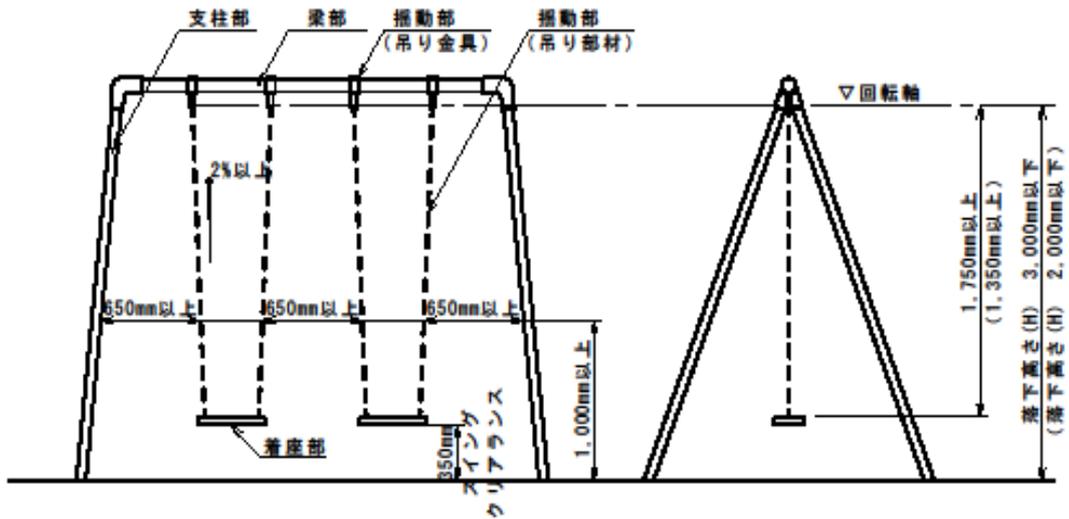
- ア 隣接地との境界には、境界標（コンクリート杭、プレート等）を設置すること。
- イ 公園敷地の外周部には、出入口を除き、敷地境界内に外柵を設置すること。ただし、接道部においては、植栽帯、生垣を設ける等、公園利用者の安全が確保されている場合は、その限りでない。
- ウ 外柵の構造は、独立コンクリートブロック基礎、土留め併用布基礎等とし、安全かつ強固なものとする。

すべり台の標準図



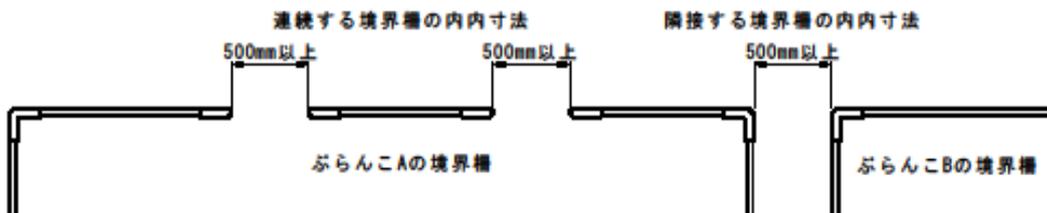
※図は形状の概略を示すものであり、遊具の形状を特定するものではない。

一方向ぶらんこの標準図



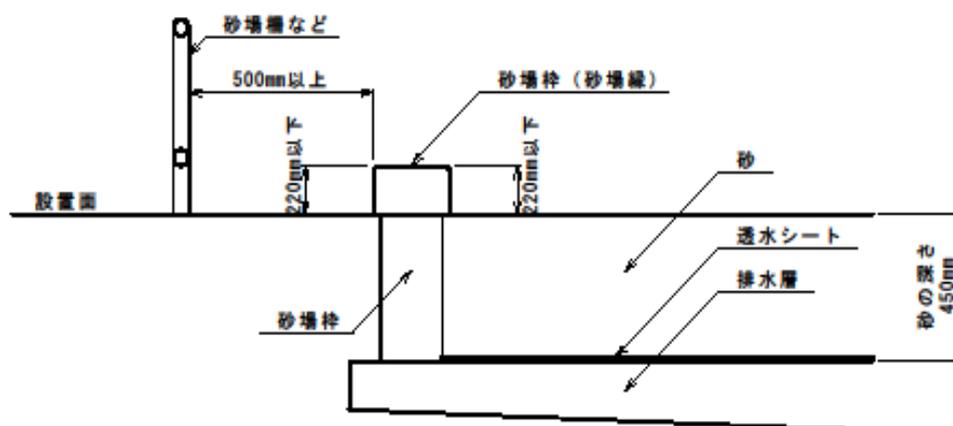
() 内寸法は幼児用とする

※図は形状の概略を示すものであり、遊具の形状を特定するものではない。



- ・境界欄は安全領域内に設置しないこと。
- ・境界欄の横架材は、上面を丸くするなどして、その上に容易に立てない形状とする。
- ・設置面から横架材上面までの高さは600~700mmとする。

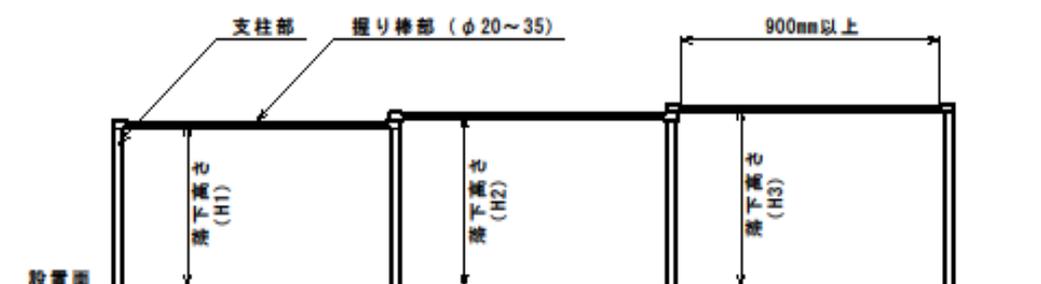
砂場の標準図



※図は形状の概略を示すものであり、道具の形状を特定するものではない。

- 1) 砂場の面積は標準的な大きさとして、6~7平方メートル程度の広さを確保する。
- 2) 砂場には、犬猫の進入防止を目的とした、砂場柵の設置やカバーをするなどの対策について配慮する。
- 3) 砂場柵は、保護者による利用者の監視を妨げないように配慮する。
- 4) 砂場柵 (砂場縁) は、衝撃吸収性を有する材料とする。

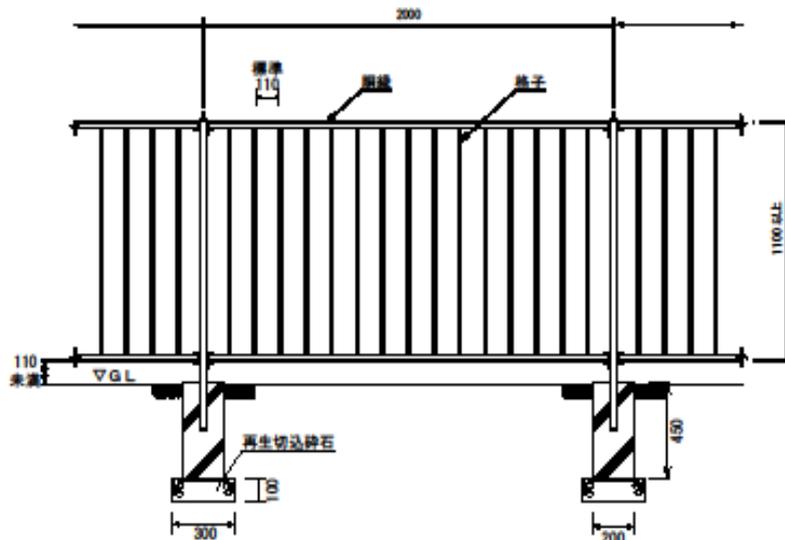
鉄棒の標準図



※図は形状の概略を示すものであり、道具の形状を特定するものではない。

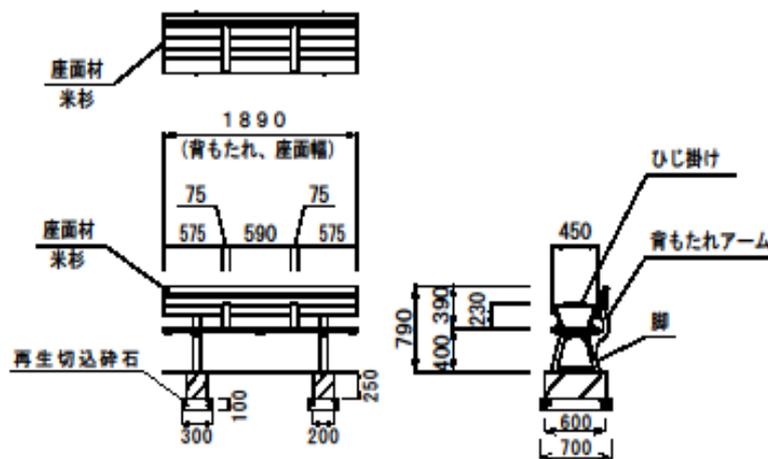
- 1) 設置面から握り棒上端までの高さは、対象とする利用者の体格や利用形態を考慮した設定とする。
- 2) 握り棒は回転してはならない。
- 3) 支柱は握り棒の高さに応じた強度を確保し、必要に応じて補助支柱などを取り付けること。

外柵の標準図



※図は形状の概略を示すものであり、外柵の形状を特定するものではない。

ベンチの標準図



※図は形状の概略を示すものであり、ベンチの形状を特定するものではない。

8. ごみ集積所の基準

条例第 44.45 条・規則第 49.50 条関係

1. 設置場所 図一 I

ごみ集積所の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通り抜け道路に接すること。
- (2) 収集作業の安全が確保できる場所であること。
- (3) 収集車にごみを直接積み込みのできる場所であること。

2. 禁止場所等

次に掲げる場所にごみ集積所を設置してはならない。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 収集車が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する駐停車禁止区域に停車しなければ直接積み込みができない場所
- (2) 国道、県道等の交通量が多い道路又は道幅が狭い等、車両のすれ違いが困難な道路に面した場所
- (3) 車道と歩道が縁石等で分離され、積み込みが困難な場所
- (4) 道路から 1 m を超える場所

3. ごみ集積所の構造 図一 II（露天）・III（屋根・扉付き）

ごみ集積所の構造は、次に掲げるものを標準とする。

- (1) ごみ集積所は、原則として建物の内部ではなく、事業区域内に設けること。構造は建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）に適合したものであること。
- (2) 床はコンクリートを打設し、排水のため勾配を設けること。
- (3) 露天型ごみ集積所の構造は、三方をコンクリートブロック等で囲み、高さ概ね 1.0 メートル、開口部幅 1.0 メートル以上確保すること。ただし、都市景観、近隣の生活環境を配慮し、屋根及び扉を設ける場合は、扉は引き戸、開口部幅 1.5 メートル・高さ 1.8 メートル以上とすること。
- (4) 屋根及び扉を設ける場合は、排水設備及び水栓、換気窓、若しくは換気扇を設け、必要に応じて照明も設置すること。
- (5) 全ての集積所において、「クリーンステーション」看板を設置すること。
- (6) 事業区域内のごみ集積所の位置、及び構造が分かる関係図面を担当課に提出すること。
- (7) ごみ集積所にダストボックスを設置しようとする場合は、担当課と協議

すること。

(8) 設置した構造物等の維持管理については、事業者若しくは管理責任者が適正に行うものとする。

4. ごみ集積所の設置位置及び方向

(1) 原則として、前面道路より1メートル以内の事業区域に、ごみ集積所の一部がかかるものとする。ただし、事業区域内で収集車両が転回出来る場合は、この限りでない。

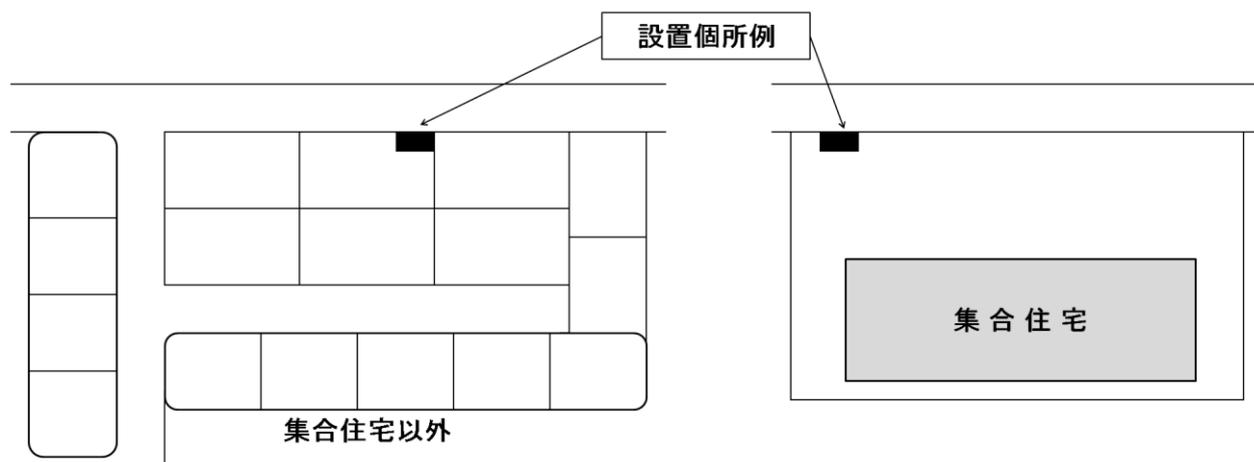
(2) 都市景観や集積所利用者の管理、並びに当該集積所近隣の生活環境に十分配慮する観点から、ごみ集積所の開口部を接道面に対して横向き、若しくは事業区域内に設置すること。やむを得ず開口部を接道面に向ける場合は、都市景観や当該集積所利用者以外のごみ投棄防止を十分配慮した構造にすること。

5. ごみ集積所の収集依頼及び維持管理

(1) 収集開始は入居に合わせて行うため、事業者、若しくは管理責任者又は、集積所利用者は、収集開始希望日の1週間前までに収集依頼書を担当課に提出すること。(収集依頼書は担当課にあります)

(2) 事業者若しくは管理責任者は、集積所利用者に適正なごみ及び資源物等の排出方法を周知し、市の啓発に協力すること。

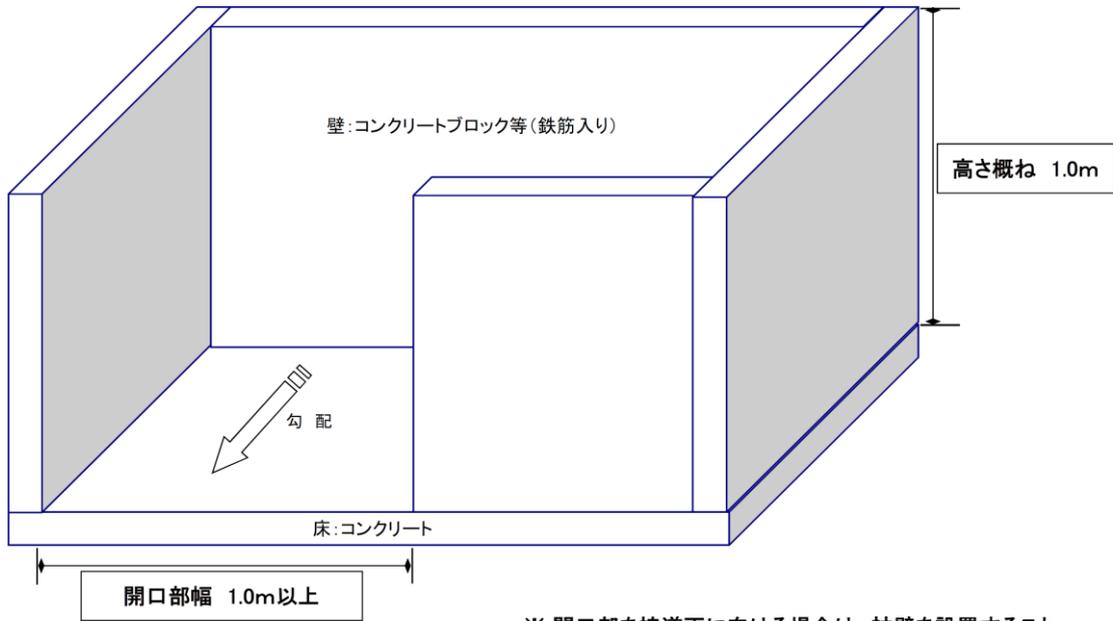
(3) 事業者若しくは管理責任者が、ごみ集積所の維持管理を集積所利用者に移管するときは、事業者若しくは管理責任者の責任において文書により行うこと。



図一 I

露天型ごみ集積所(例)

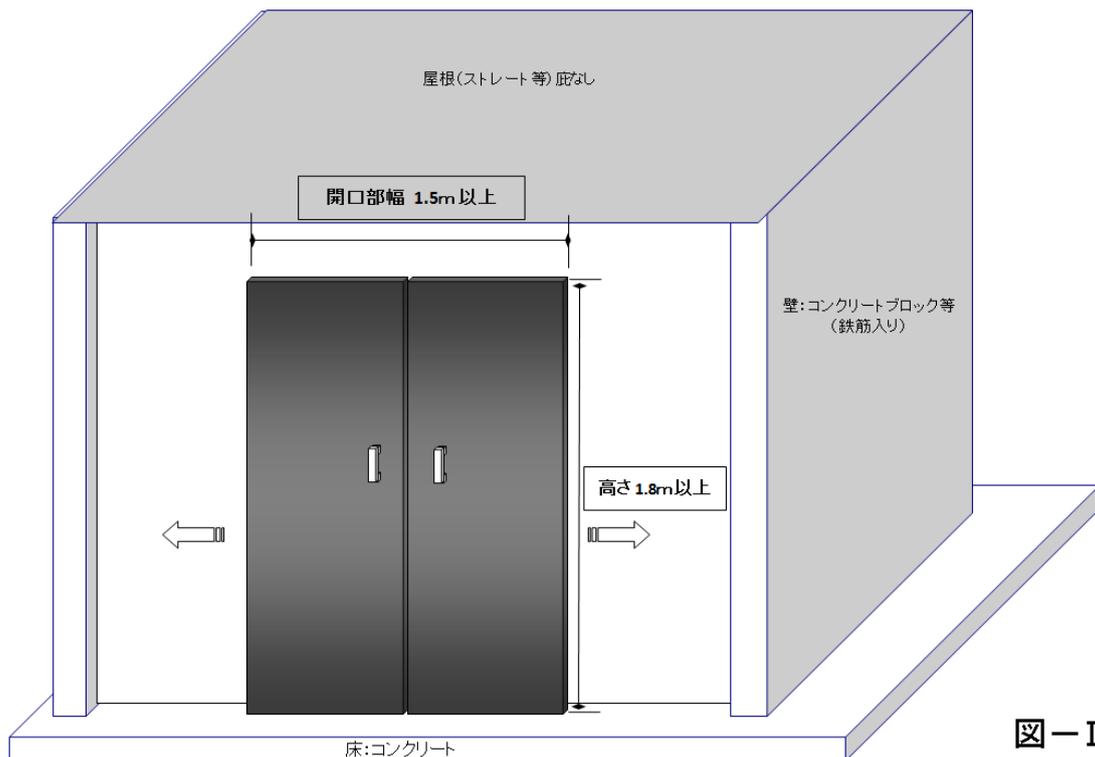
◎ 構造物は、高さ概ね1.0m、開口部幅1.0m以上とする。



図一Ⅱ

屋根・扉付きごみ集積所(例)

◎ 構造物は、開口部幅1.5m以上、高さ1.8m以上とする。



図一Ⅲ

戸建て住宅の建築を目的とする一般開発事業を行う場合、夜間における市道の交通安全を確保するため、市に帰属する道路に街路灯を設置するよう努めること。

街路灯の区分は、以下のとおりとする。

(1) 街灯

夜間の交通安全を図る目的をもって主に生活道路に設置するもの

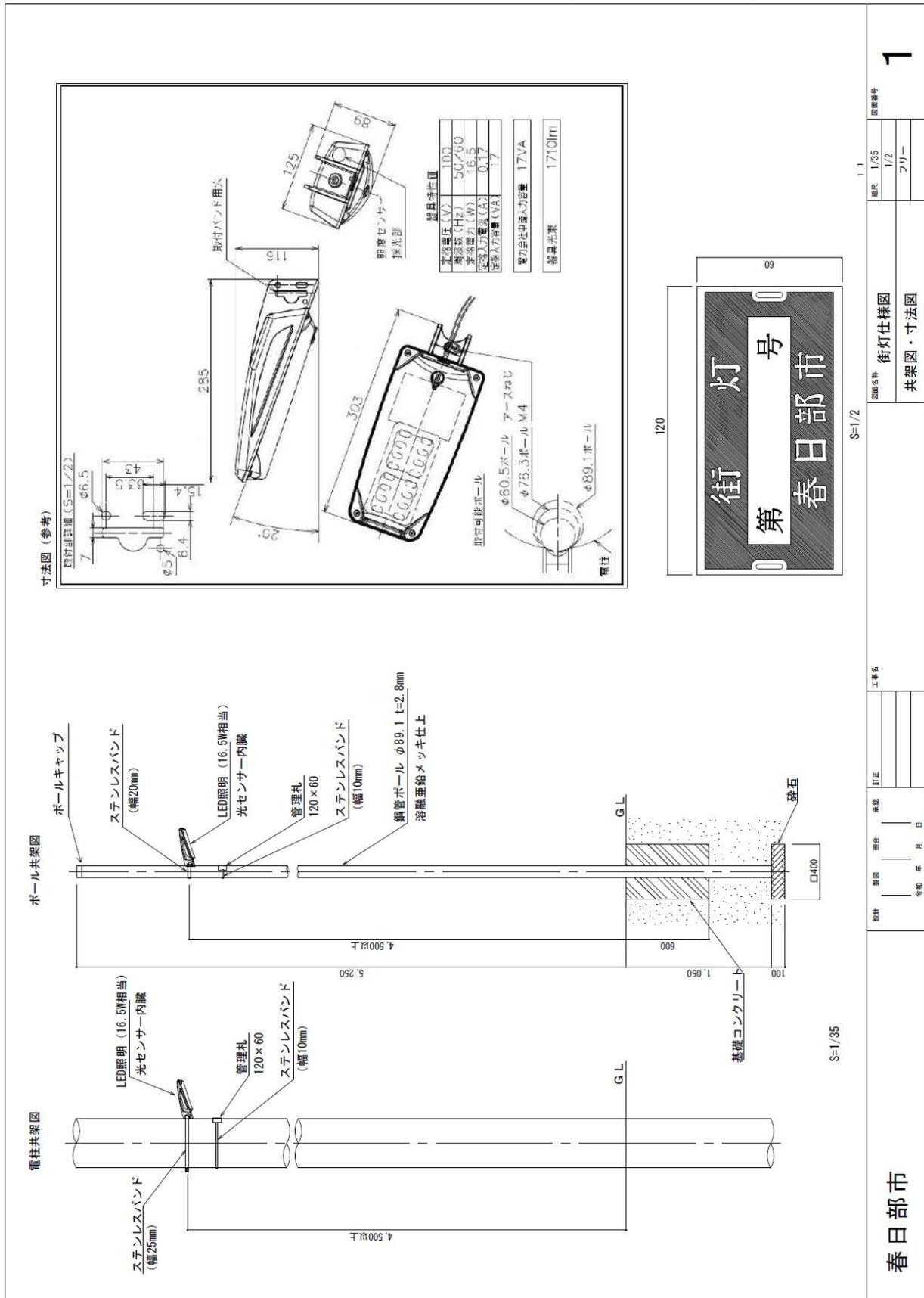
(2) 道路照明灯

交差点や見通しの悪い道路、幹線道路に設置するもの

設置の基準は以下のとおりとし、設置に際しては市と協議を行うこと。

- ・電柱が建柱される場合、原則電柱一本おきに添架式により設置すること。
- ・電柱が地中化された場合、おおむね 50 m 間隔に独立柱を設けて、街路灯を設置すること。
- ・街灯の仕様は LED 照明（16.5W 相当）を標準とする。（別添図面 1 参照）
道路照明灯の仕様は LED 照明（60W 相当）を標準とする。（別添図面 2 参照）
但し、設置する灯具及び付属機器については、春日部市が指定する仕様とする。
- ・設置された街路灯は市に帰属すること。

別添図面 1



10. 消防水利施設等の基準

条例第 44.45 条・規則第 49.50 条関係

1 消防水利施設の設置基準

- (1) 中高層建築物の3階以上の部分の延床面積が500平方メートル以上、かつ、開発区域の面積が3,000平方メートル以上となるときは、規則別表第7のうち、どちらか大きい消防水利施設設置基準による消防水利施設を設置すること。
- (2) 消火栓については、開発区域内若しくは開発区域付近に設置すること。なお、既存の消火栓が当該開発区域から下表「消防水利施設の有効範囲基準」に基づく有効範囲の距離内に設置されている場合は、消火栓を設置したものとする。
- ただし、国道、鉄道及び河川等によって消防活動が制限される場合は、この限りではない。
- (3) 防火水槽については、開発区域内に設置すること。なお、戸建て住宅の建築を目的とする開発事業において、消防長が別に指定する防火水槽が当該開発区域から下表「消防水利施設の有効範囲基準」に基づく有効範囲の距離内に設置されている場合は、防火水槽を設置したものとする。
- ただし、国道、鉄道及び河川等によって消防活動が制限される場合は、この限りではない。
- (4) 住居系以外の開発事業については、当該用途及び建築面積等を勘案し、別途消防本部と協議すること。

消防水利施設の有効範囲基準

用途地域	距離	消防水利施設の有効範囲 (半径・メートル)
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域		100
その他の用途地域 及び用途地域の定められていない地域		120

2 上記1の消防水利施設の設置にあたっては、工事の各工程において下記の検査を受けること。

(1) 消火栓 竣功検査

(2) 防火水槽 基礎配筋の検査、防水処理・躯体の検査、竣功検査

(3) 上記の検査は消火栓を水道部、防火水槽を消防本部が実施する。

3 事業者の設置した消防水利施設については、下記のとおりとする。

(1) 防火水槽用地、道路及び公園の公共用地に設置した消防水利施設については、当該消防水利施設の検査合格後に市に帰属することとし、市が維持管理するものとする。

(2) 民有地に設置した消防水利施設等については、当該消防水利施設等の所有者が維持管理すること。

(3) 定期借地権の開発事業を行う場合は、原則、市に帰属するものとする。

4 消防活動用空地の設置等

(1) 梯子付消防自動車の進入路上空に建築物、工作物を設ける場合は、その直下の地盤面から4メートル以上の高さとし、進入路の幅員、隅切り等については、別途消防本部と協議すること。

(2) 車路の縦、横断勾配を8パーセント以下、活動空地の縦、横断勾配を5パーセント以下とすること。

(3) 消防活動用空地の設置間隔は、有効に活動できる位置とすること。

(4) 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。

(5) 消防活動用空地及び周辺の上空には、梯子付消防自動車の伸長、旋回に支障となる工作物、電線等を設置しないこと。また、既設の電線等による消防活動障害がある建築物にあつては、関係機関〔東京電力(株)、東日本電信電話(株)等〕と協議し改善を図ること。

(6) 消防活動用空地が確保できない場合は、廊下とベランダ、バルコニー等を接続し補完措置を行うこと。

(7) 補完措置において、立地条件によって廊下とベランダ、バルコニー等の接続が困難な場合は、別途消防本部と協議すること。

(8) 消防活動用空地には、「はしご車停止場所」(別図1)の標識若しくは、当該地盤面に黄色の枠、斜線及び「駐車禁止」(別図2)と標示すること。

5 消火栓設置位置等

- (1) 消火栓は、地下式とし、設置位置等については別途消防本部と協議すること。
- (2) 消火栓設置場所には、黄色の焼付塗装表示ライン（別図3）又は標識（別図4）を設置すること。

6 防火水槽の構造、設置位置等

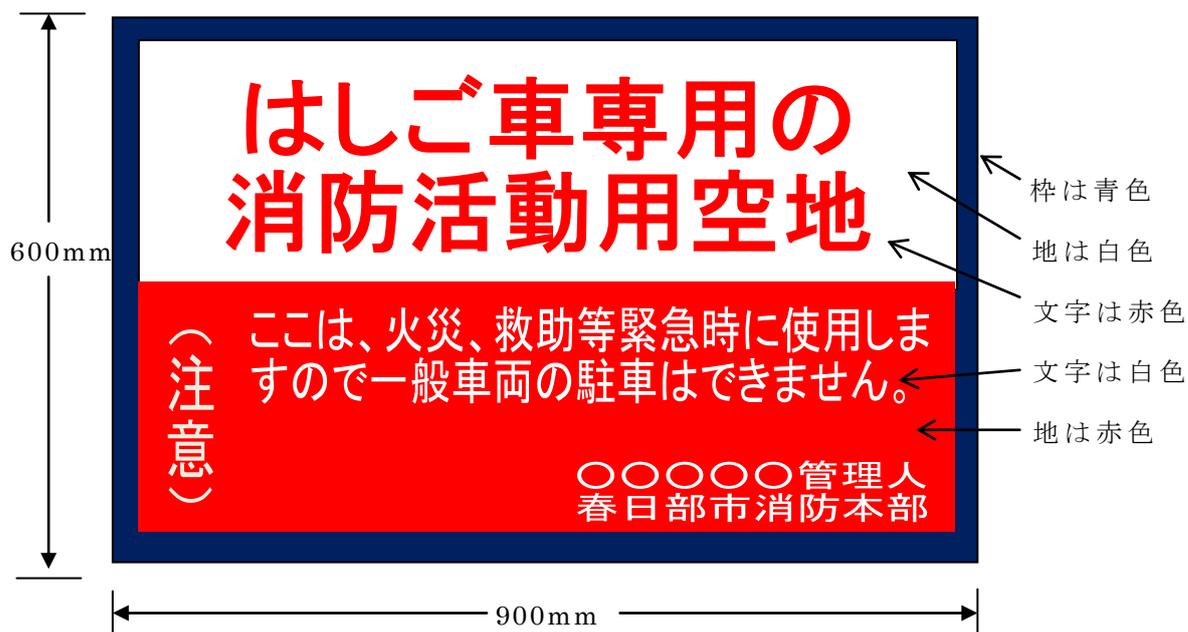
- (1) 防火水槽は、（一財）日本消防設備安全センターの行う二次製品防火水槽等の形式認定を受けたもの若しくは、消防長の承認を受けたものとし、防火水槽を置く底盤構造は（別図5）を基準とする。
- (2) 防火水槽を地中ばり利用とするときは、（別図6）を基準とする。
- (3) 防火水槽の位置は、消防ポンプ自動車容易に接近して取水できる位置とし、かつ、吸管投入口（導水装置を設けた場合は採水口）との水平距離が概ね2メートル以内とすること。

また、連結送水管を設置する施設にあつては、送水口との歩行距離が20メートル以内とすること。

- (4) 導水装置を設ける防火水槽は、（別図6）を基準とし、導水管、採水口（別図7、別図8）及び通気管から構成されるものとする。口径、材質、設置方法等については、別途消防本部と協議すること。
- (5) 防火水槽の鉄蓋は、（別図9）を基準とする。
- (6) 防火水槽を設置した場合には、原則として防火水槽の直近に標識（別図10）を設置すること。
- (7) 開発事業において防火水槽を設置する場合、市が維持管理する防火水槽は、道路に設置しないこと。

(別図 1)

はしご車停止場所標識参照図



(別図 2)

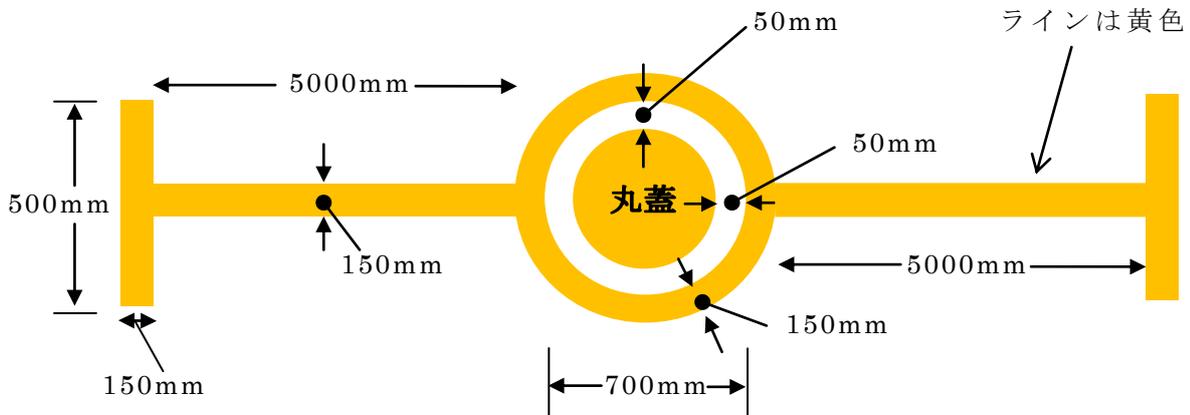
地盤面表示ライン参照図



※ 周囲の区画、斜線及び「消防活動用空地」は、黄色塗料で表示すること。

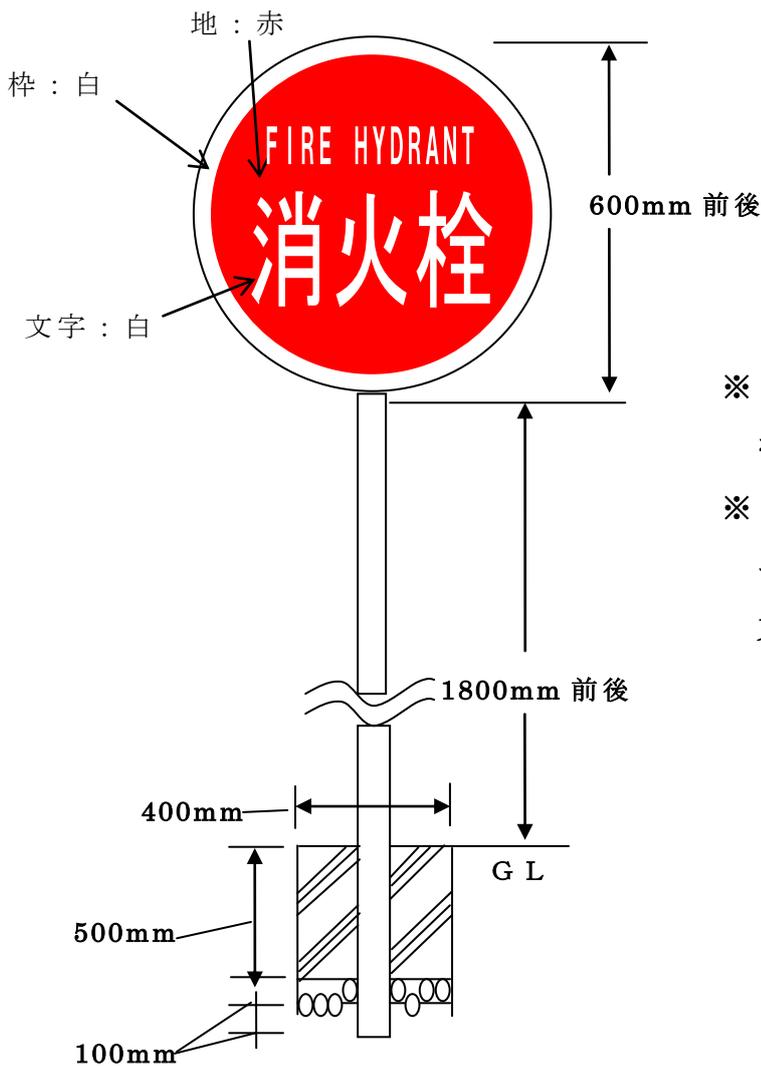
(別図 3)

消火栓設置表示ライン参照図



(別図 4)

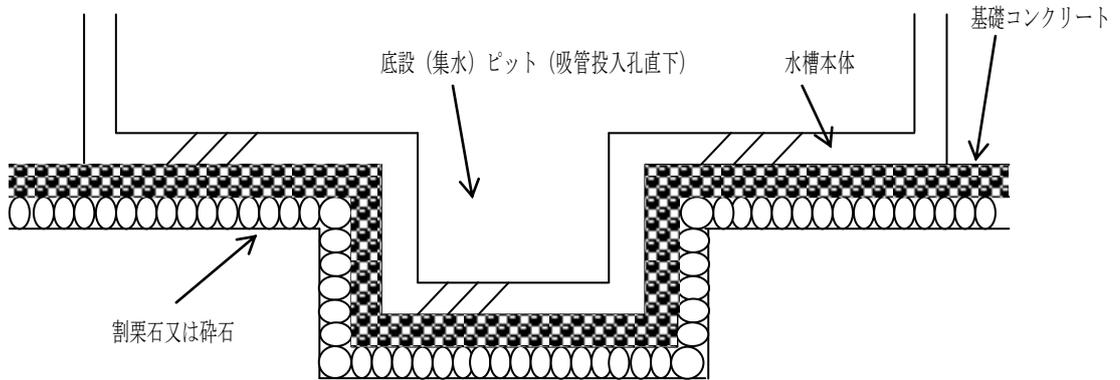
消火栓標識参照図



- ※ 色彩は、文字及び枠を白色、地を赤とし、反射塗料を用いる。
- ※ 表示板を図示の取り付け方によって取り付けることが著しく困難又不適当であるときは、他の方法によることができる。

(別図5)

二次製品防火水槽等の底盤構造基準

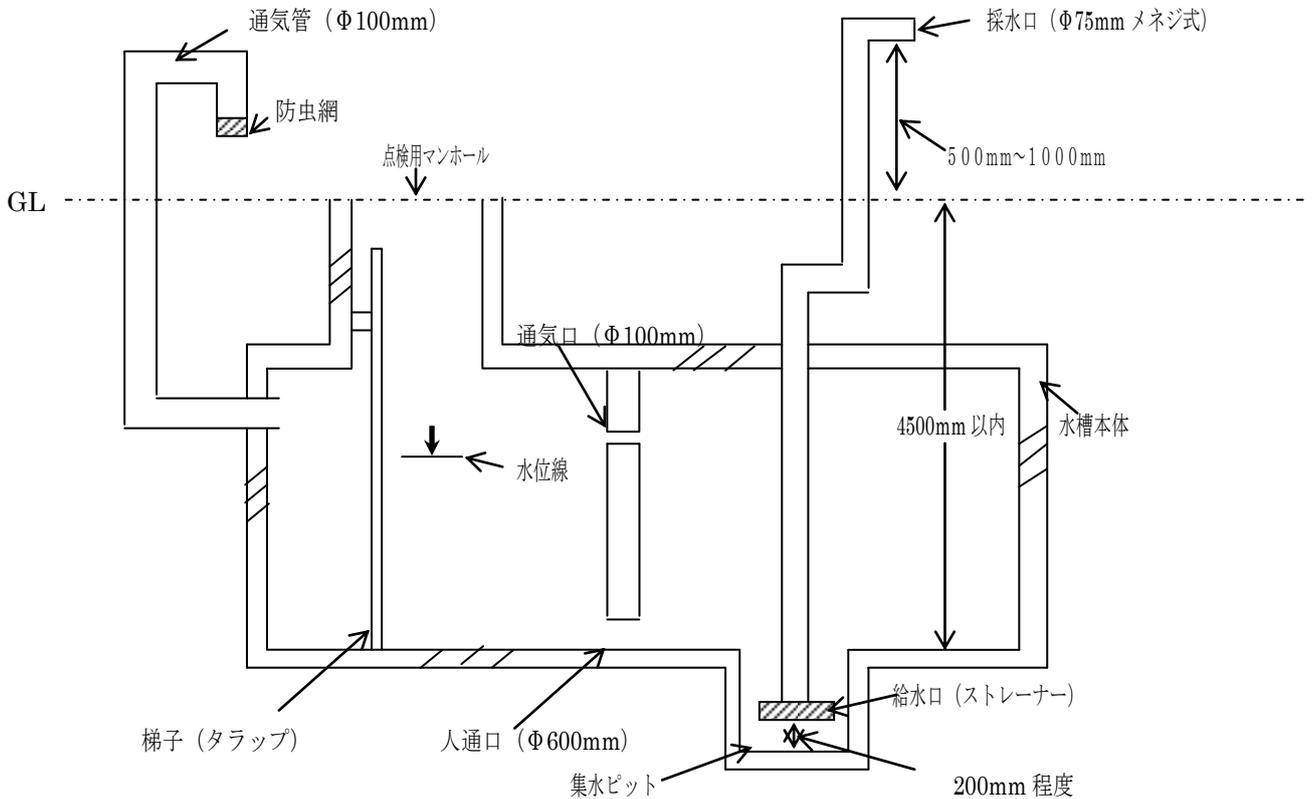


※ 留意事項

- 1 基礎コンクリートの下には、割栗石又は碎石を敷きつめること。
- 2 基礎コンクリートは、厚さ 200mm 以上で、鉄筋 (Φ13mm、200mm 間隔の格子状で二段重ね) 入りとする。

(別図6)

地中ばり利用防火水槽・導水装置 構造基準



※ 留意事項

1 防火水槽の構造

- (1) 水槽の容量は、ためます及び点検孔の容積を含まないで算定すること。
- (2) 地盤面から水槽底版までの落差は、4500mm 以内とすること。
- (3) 内部仕上げは、床及び壁に全面防水措置を施すこと。
- (4) 水槽には、直接吸管を投入できる直径 600mm の吸管投入口を設けること。なお、吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。
- (5) 梯子（タラップ）は、水槽底部に安全に降りられるように設け、腐食防止の措置を講じること。
- (6) 水槽内の水を全て吸水するために、吸管投入口の直下に集水ピットを設けることとし、その大きさは、角型が一辺 600mm 角以上、丸型が直径 600mm 以上で、双方ともに深さ 500mm 以上とする。
- (7) 水槽が地中ばりで区画されている場合は、硬質塩化ビニール管等を使用し、区画ごとに通気口（ Φ 100mm 以上）、通水口（ Φ 150mm 以上）及び人通口（ Φ 600mm 以上）を設けること。
- (8) 吸管投入口あるいは点検口から確認できる壁面に充水の最高限度、充水量を樹脂系の黄色のペイントで表示するなどして過剰充水防止措置を講じること。

2 導水装置

(1) 採水口

- ア 水量 40 m³以上は、単口型を 1 口以上設けること。
- イ 取り付け高さは地盤面から結合部の中心まで 0.5m～1.0m 以下とする。
- ウ 採水口相互間は、500mm 程度離すこと。
- エ 材質は、J I S H 5 1 1 1（青銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
- オ 結合部は呼び径 75mm のめねじとする。

(2) 導水管

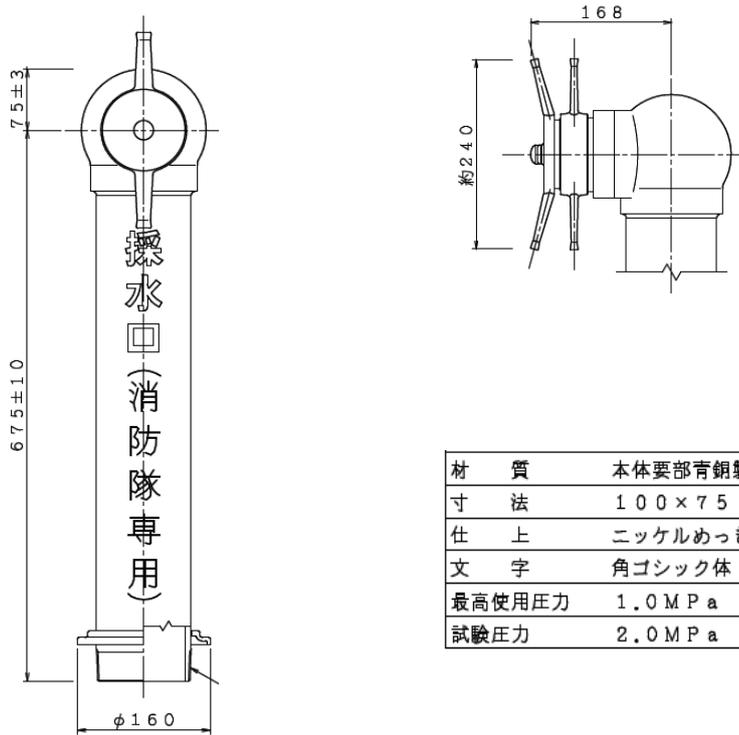
- ア 採水口 1 口ごとの単独配管（口径 100mm 以上）とすること。
- イ 標準ポンプを使用して、1 m³/min 以上の取水ができるように設計すること。
- ウ 給水口は、集水ピット内とし、集水ピット床面より 200mm 程度離すとともに、給水口相互間は 500mm 以上離すこと。
- エ 材質は S U S 3 0 4 T P D ステンレス鋼鋼管又はこれと同等以上のものとする。
- オ 配管は、必要に応じた腐食を防止するための措置を施すこと。

(3) 通気管

- ア 口径は、100mm 以上とすること。
- イ 先端は 180 度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- ウ 材質は、J I S G 3 4 5 2（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
- エ 通気管には「防火水槽・通気管」と標示すること。

(別図 7)

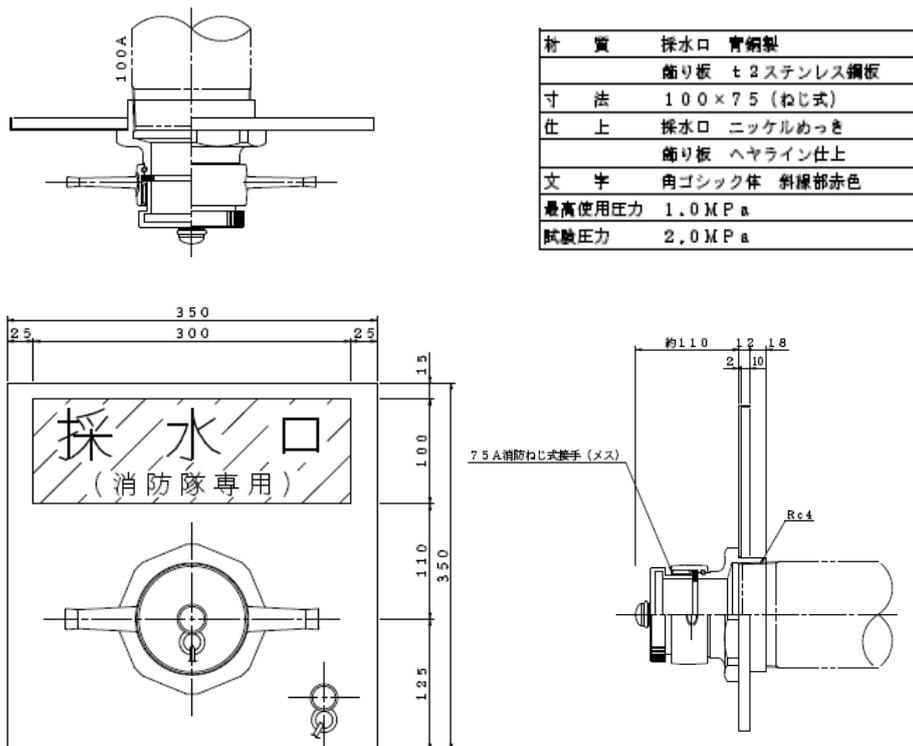
単ロスタンド型採水口参照図



材 質	本体要部青銅製
寸 法	100×75 (ねじ式)
仕 上	ニッケルめっき
文 字	角ゴシック体 (赤色)
最高使用圧力	1.0 MPa
試験圧力	2.0 MPa

(別図 8)

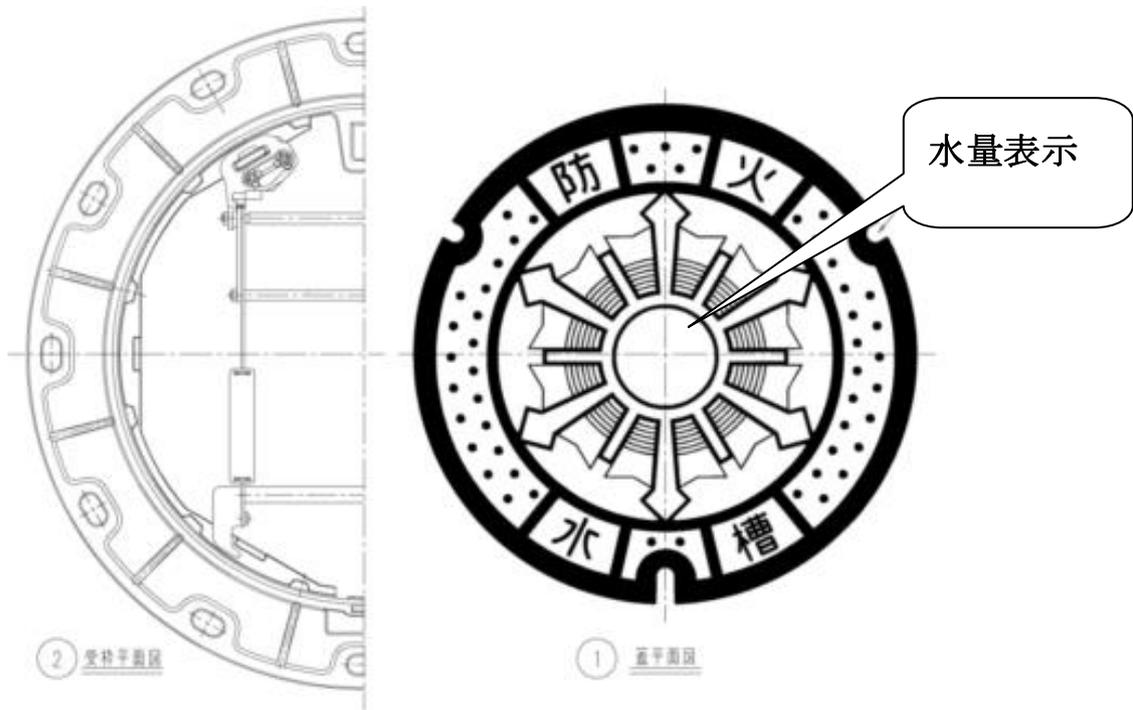
単口壁埋込型採水口参照図



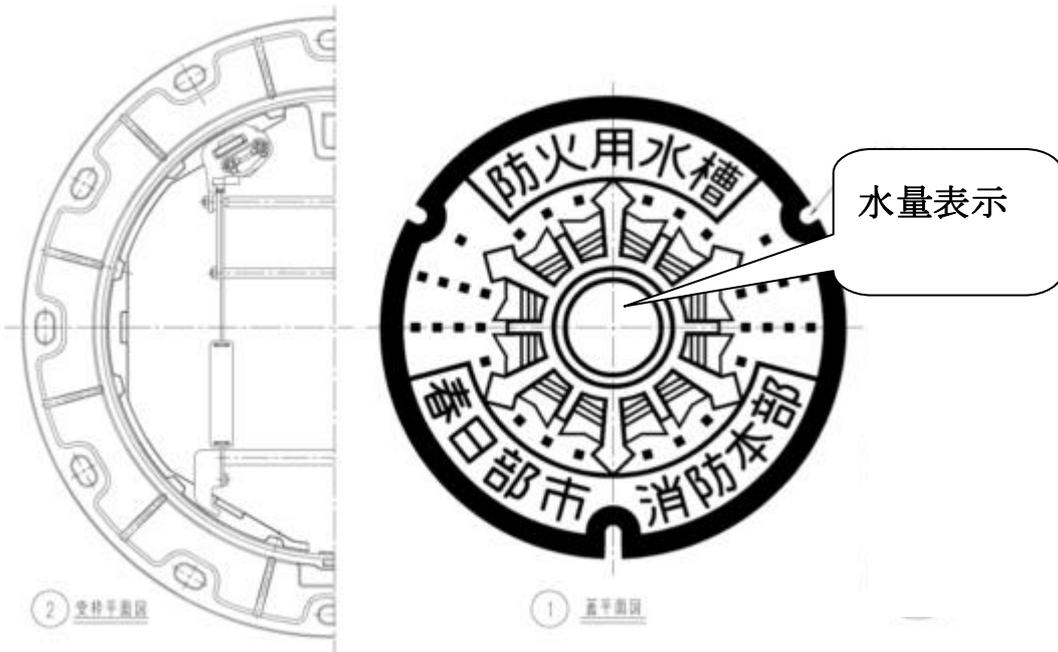
材 質	採水口 青銅製
	飾り板 t2 ステンレス鋼板
寸 法	100×75 (ねじ式)
仕 上	採水口 ニッケルめっき
	飾り板 ヘヤライン仕上
文 字	角ゴシック体 斜線部赤色
最高使用圧力	1.0 MPa
試験圧力	2.0 MPa

(別図9)

指定蓋参照図 (私設用)

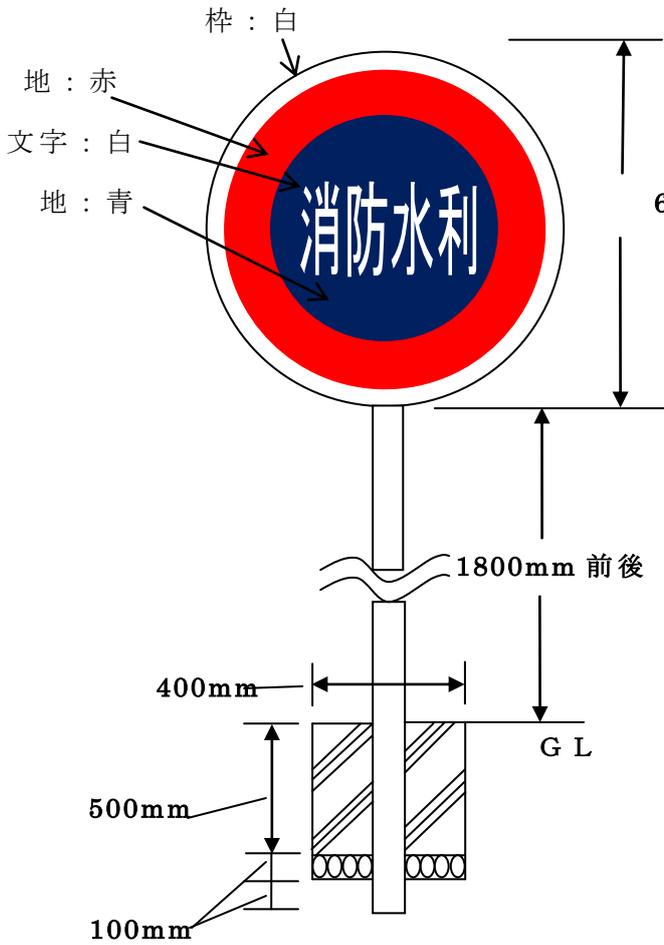


指定蓋参照図 (公設用)



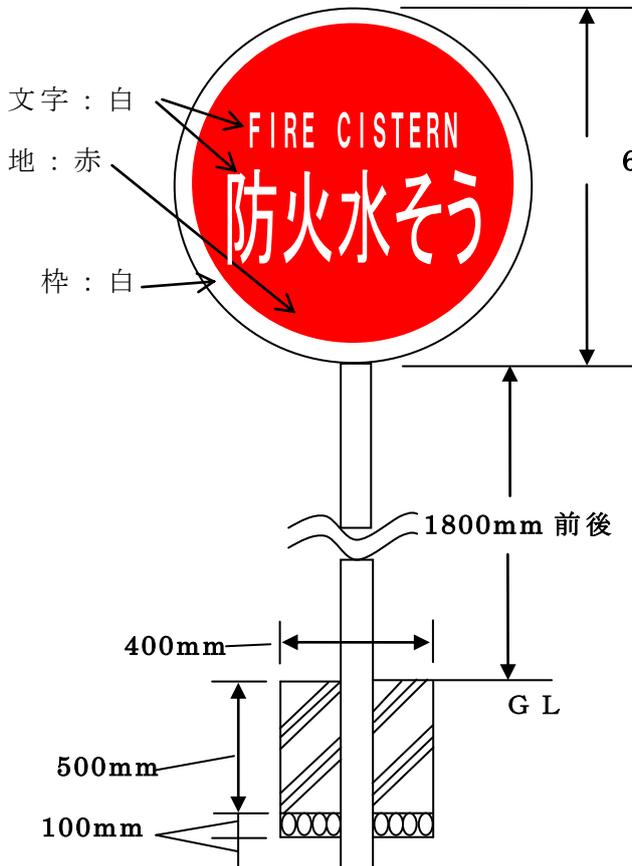
(別図 10)

消防水利標識参照図



600mm 前後

- ※ 色彩は、文字及び枠を白色、地を赤と青とし、反射塗料を用いる。
- ※ 表示板を図示の取り付け方によって取り付けることが著しく困難又不適当であるときは、他の方法によることができる。



600mm 前後

- ※ 色彩は、文字及び枠を白色、地を赤とし、反射塗料を用いる。
- ※ 表示板を図示の取り付け方によって取り付けることが著しく困難又不適当であるときは、他の方法によることができる。

11. 自動車駐車場及び自転車駐車場の基準

条例第 44.45 条・規則第 49.50 関係

・駐車ますの寸法や車路の寸法、その他の事項について、本技術基準によらない場合は、別途、協議を行い決定するものとする。

1 露天（青空）駐車施設等

(1) 小型自動車（軽自動車）

ア 軽自動車のための敷地内台数は、敷地内確保台数の 20 パーセントまで可とする。ただし、敷地内確保台数が 10 台以上の場合とする。

3.7 m

イ 駐車ますの寸法は、2.2 m とする。

ウ 駐車ますの寸法は「軽」の文字をペイント表示すること。

（路面が砂利敷きの場合は表示看板とする。）

エ 車路は、別途参考図とする。ただし、これにより難しい場合は、関係課と協議を行い決定すること。

(2) 小型自動車（普通自動車）

5.0 m

ア 小型自動車用の駐車ますの寸法は、2.5 m とする。

イ 車路は、別途参考図とする。ただし、これにより難しい場合は、関係課と協議を行い決定すること。

ウ 駐車場内に車路を設けず、道路上で切り返しを要する駐車スペース等は、道路交通上支障となるので極力避けること。

(3) 大型自動車

13.0 m

ア 大型自動車用の駐車ますの寸法は、3.5 m とする。

イ 車路の寸法については、関係課と協議を行い決定すること。

(4) 自転車

ア 自転車の駐車ますの寸法は、1 平方メートル以上とする。

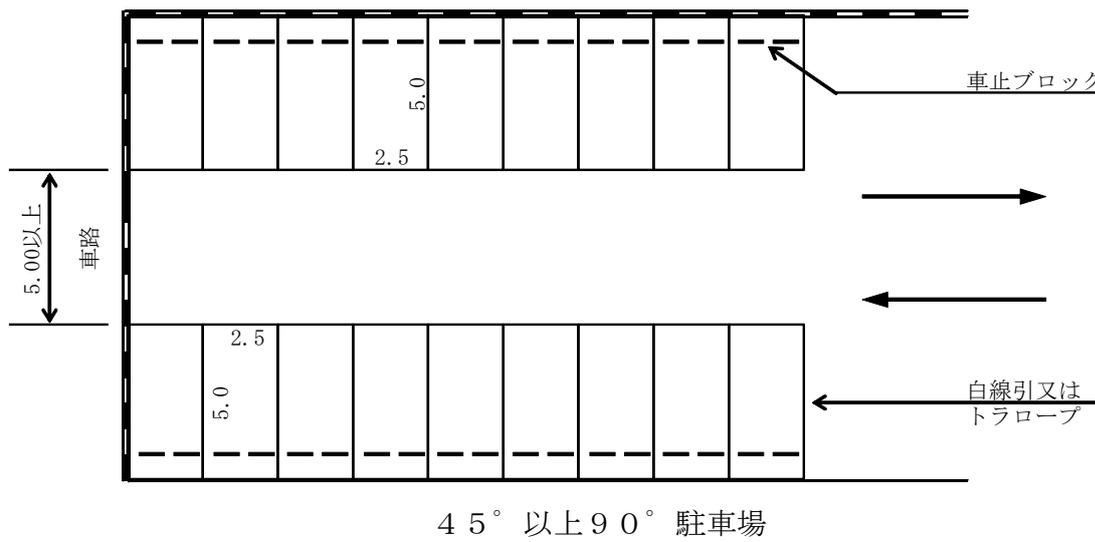
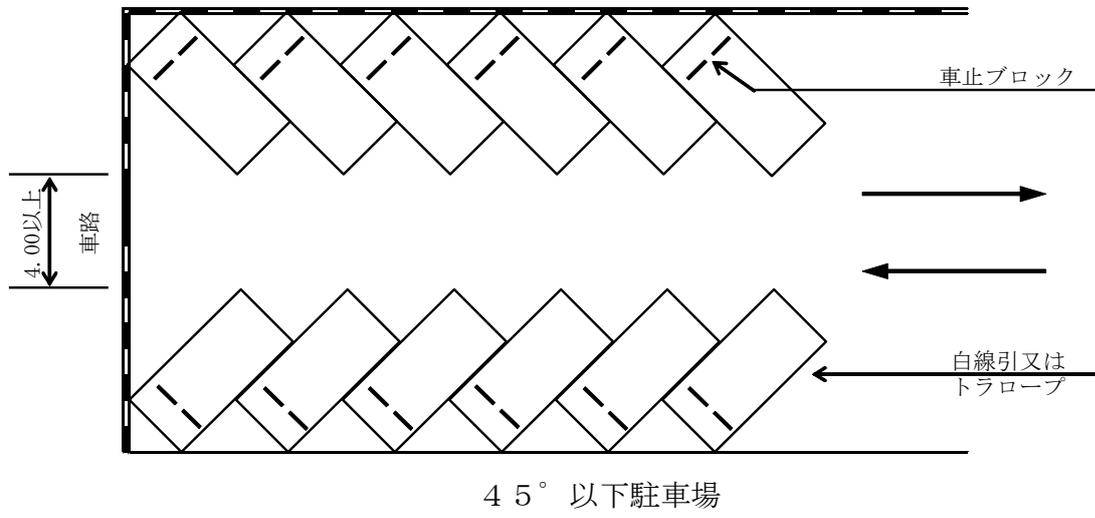
なお、機械式置場等で既製品を使用する場合は、この限りではない。

(5) 共通事項

ア 通路から出入り口幅員は、道路管理者と協議し承認を得た幅員とする。

- イ 砂利敷駐車場等の出入り口部分（出入り口から出入り口幅員だけ後退した四角形部分）の地盤は、舗装とする。
 - ウ 駐車場等の舗装は、透水性舗装、透水性コンクリート又は砂利敷とする。
 - エ 駐車ますの寸法は、有効寸法とする。また、駐車ますは植栽帯等の他の施設と競合しないよう施工する。
 - オ 駐車ますは、白線引（溶着式ペイント）またはトラロープによる表示とする。
 - カ 車止めブロックは、駐車ますが建物・植栽帯等構造物に接している場合や、向かい合わせの場合又は隣地への安全対策上必要な場合に施すものとする。
 - キ 隣地及び、事業区域内樹木に対し排ガス対策を行うこと。
 - ク 駐車ますによって、居住者のための通路を妨げてはならない。
- 2 特殊の装置を用いる駐車施設
- 車路、回転の場所等は、特殊装置設置仕様（事業者から提出された資料）に基づき確保されていると市が判断したもの。

駐車ますと車路の配列 (参考図)



12. 集会室の基準

条例第 44 条・規則第 49 条関係

1. 集会室の設置基準

- (1) 集会室は、共同住宅入居者、分譲住宅入居者が利用者となり、コミュニティ活動のための集会、行事等に主に使用し、かつ、そのために必要な機能を備えた施設とする。
- (2) 集会室の管理運営は、共同住宅入居者、分譲住宅入居者又は入居者団体が行うものとする。
- (3) 高齢者、障がい者を含むすべての人が個人として尊重され、施設の利用が促進されるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 で定める整備基準を満たすものとする。